

## 市長記者会見

期 日 令和2年6月30日（火）

時 間 午前10時00分～

場 所 対策室

### 発表内容

- 1 新型コロナウイルス感染症 第1波収束までの対応について

（危機対策課）

- 2 就職氷河期世代を対象とした市職員の採用について

（人事課・人事委員会事務局）

- 3 （仮称）新潟駅万代広場整備計画（案）のパブリックコメント実施について

（新潟駅周辺整備事務所）

配 布 資 料



令和2年6月30日

新潟市記者発表資料

## 新型コロナウイルス感染症 第1波収束までの対応について

本市の新型コロナウイルス感染症にかかるこれまでの対応について、別紙のとおりとりまとめましたので配布いたします。

### 【お問い合わせ先】

新潟市危機管理防災局 危機対策課

電話025-226-1146(直通)

新型コロナウイルス感染症

第1波収束までの対応

令和2年6月

新潟市

はじめに

本市での新型コロナウイルス感染者の状況は、2月29日に市内で初めての感染者が確認されて以降、3カ月以上にわたり全庁を挙げて感染拡大防止対策に取り組んだことに加え、市民の皆さま、事業者の皆さまからのご協力によって、5月15日の63例目以降は1カ月以上感染経路不明の感染者が確認されていない状況が続いています。(6月18日64例目確認)

本市は、新潟県内で最も多くの感染者が確認されており、新型コロナウイルス感染症対策に関するさまざまな経験を積んできました。その課題や反省点を今後に生かしていく必要があることから、本市としてのこれまでの取り組みの振り返りを行い、取りまとめることとしました。

この取りまとめでは、本市で初めての感染が確認された2月末から感染拡大期を経て、感染収束が見えた5月末までを振り返りの期間として、新型コロナウイルス感染症対策において本市がとった対応状況と、得られた成果、見えてきた課題および今後必要な対応について、「検査・相談体制、医療提供体制」と「社会経済活動への影響」の視点で整理しまとめました。

経験として得た効果的な手法等については、庁内で広く共有するとともに、必要に応じて、国や県への要望活動の材料として活用し、今後の感染症対策の充実に向けて取り組んでいきます。

# 目次

新型コロナウイルス感染症 本市における状況と対応 (2月末～5月末) . . . . .	1
第1章 本市における新型コロナウイルスの発生状況 . . . . .	9
第2章 対応状況と成果・課題 . . . . .	15
1. 医療提供体制及び検査、接触者対応のあり方 . . . . .	17
I 帰国者・接触者センター 電話相談等の体制	
II PCR検査体制	
III 医療機関体制	
ア. 新潟市民病院、市内協力病院等、保健所の体制	
イ. 患者搬送体制 (消防局)	
IV 濃厚接触者対応	
ア. 濃厚接触者の調査	
イ. 陽性者家族等への支援	
V マスク、消毒液など資器材の流通・確保対策	
VI 患者情報の伝達、共有のあり方	
VII 県との連携 県、保健所間の患者情報の共有等連携	
2. 社会経済活動への影響 . . . . .	25
I 学校等の休業	
ア. 一斉休校の実施 (3月2日～春季休業～春季休業明け再開)	
イ. 一斉休校の実施 (4月23日～5月31日 6月1日～再開)	
ウ. 学校園の再開後の学校園に対する支援	
エ. 給食関係	
オ. 放課後児童クラブ	
カ. 放課後等デイサービス	
II 保育園の状況	
III 市内各種施設の休業 (文化、スポーツ、福祉、子育て、社会教育、コミュニティ、公園等)	
ア. 文化施設	
イ. スポーツ施設	
ウ. 福祉施設 (高齢者関連施設など)	
エ. 子育て施設 (児童館、子育て支援センターほか)	
オ. 公民館・図書館等	
カ. コミュニティ施設	
キ. 公園等	
ク. その他	
IV 経済、観光等への影響	
ア. 経済	

イ.	観光	
ウ.	農業	
エ.	社会経済活動の再興に向けて	
3.	市民への広報・情報提供のあり方	35
I	新型コロナウイルス関連情報の提供	
ア.	市ホームページによる情報提供	
イ.	さまざまな媒体を活用した広報の実施	
ウ.	記者会見での情報発信	
II	風評被害の防止	
4.	行政のあり方	41
I	対応体制	
ア.	情報共有	
イ.	職員体制	
ウ.	災害対応への備え	
エ.	予算	
オ.	市議会	
II	市役所業務体制	
ア.	感染防止対策	
イ.	業務体制	
ウ.	保育料、水道料金等の扱い	
エ.	職員採用	
オ.	特別定額給付金支給事務	
III	県との連携	
IV	その他	
ア.	関係機関との調整	

◎ 全国の動き

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された原因不明の肺炎は、2020年1月、中国当局によって新型コロナウイルスと確認された。日本国内でも1月中旬以降、感染者が確認され始め、政府は2月1日に感染症法の「指定感染症」に指定し対策を始めた。

その後、2月中旬から全国で患者が散発し、2月27日に政府は全国一斉学校臨時休業を要請、また、北海道や首都圏、関西圏を中心に感染の急激な拡大が見られたことから、4月7日新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用し、7都府県に緊急事態宣言を発出、4月16日には対象が全国に拡大され、本県においても宣言に基づき、外出自粛要請や休業要請等が行われた。大型連休を経て5月14日には感染者が一定程度抑えられているとして、本県を含む39県についての宣言が解除され、5月25日には全国の緊急事態宣言が解除された。

◎ 本市における感染状況 (第1章参照)

2月29日の本市初の感染確認以降、卓球を介したと考えられるクラスターが発生し、1週間の感染確認が10例となるなど、1カ月弱の間に最初の感染ピークを迎えた。この段階で新潟県は全国的にも感染者が多い県であり、そのほとんどが新潟市という状況だった。

その後、4月初旬には、海外や首都圏等への往来や、遊戯施設利用が原因と思われる感染者が見られたものの、感染経路が確認できるケースが多く、新規感染者数は減少傾向に転じた。

4月16日緊急事態宣言の全国拡大と同時期となる4月中旬から、大型連休明けの5月初旬にかけて、北区の高齢者を中心としたクラスターが発生し、再び1週間の感染確認が10例となるなど、本市2回目の感染ピークを迎えたが、その後は5月15日の63例目の感染確認以降、本市での新たな感染者は1カ月以上確認されない状況が続いた。(6月18日64例目確認)



(新潟市の感染状況 棒グラフ：新規感染者、折れ線グラフ感染者累計 単位：人)

## ◎ 本市の対応（第2章参照）

本市では、1月31日に連絡調整会議を開催し、庁内関係部署間での情報共有を図ったほか、2月3日には帰国者・接触者相談センターを設置し、市民からの相談に対応するなど、対策を進めていた中で、2月29日に市内で初となる感染者が確認された。

同日付で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染症に対する体制強化を図ったほか、緊急記者会見の場で市長から直接、市内初の感染者確認と感染症予防を呼び掛けた。また、早い段階から感染症を専門とする大学教授らから専門的な知見に基づく助言を得ることで、適切な感染症対策に取り組んだ。5月下旬までの間、同対策本部を17回、関係部長等による関係者会議を98回開催するなど、情報収集・共有や施策の決定に努めた。

さらに、市議会からの配慮もあり3月3日から予定されていた議会一般質問が中止となったことで感染症対策にさらに注力できたほか、本市の強みである県との強いパイプを生かすことで適宜協力要請し、PCR検査体制、医療体制等の強化等につながった。



(新型コロナウイルス感染症対策本部)

## ○相談受付体制と検査体制

感染者の確認後、相談センターには多くの相談と問い合わせが殺到したが、保健所感染症対策室を中心に区役所等から職員を派遣するなどして対応した。

濃厚接触者の特定については、当初より、当時の厚生労働省の指針よりも広範囲である「発症2日前」から調査し、二次感染、三次感染を最小限に抑えた。調査範囲を広げたことで、濃厚接触者数も多くなり、必要な方に実施したPCR検査が1,000件を超える月もあったが、全国に先駆け、「ドライブスルー方式」により検体採取を行う、多くの検査に迅速に対応するための体制を整備し、効率的に検査を実施した。

PCR検査は衛生環境研究所で対応し、検査に必要なリアルタイムPCR装置は、国の補助金を活用し、3月下旬に2台追加導入した。検査に対応する職員も研究所内や他部署からの応援を得て体制を整え、4月の多い時で1日100件以上の検査を実施し、速やかに検査結果を提供した。

質の高い調査により濃厚接触者をしっかりととらえ、必要な方に迅速にPCR検査を行ったことにより、人口あたりの感染者数は国内の中では、多い時期があったが、陽性率は一定程度に抑えることができた。



(ドライブスルー方式によるPCR検査)



## ○医療提供体制

陽性が確認された患者については、まず、感染症指定医療機関である新潟市民病院への入院措置を取った。また、患者発生早期から市内協力病院及び県立新発田病院の協力を得て、順次受け入れできる病床数が拡大された。さらに、協力病院間において、患者の病状に合わせて入院先の調整を行い、重症者用の病床確保が図られた。

新潟市民病院では入院患者の増加に対応するため、一般病床を感染症対応の病床へ転用を図るなどの対応を取った。院内では院内感染対策本部を設置するなどし、感染症予防と情報共有を徹底することで、院内感染を生じさせなかった。

加えて、無症状者などに対してのホテル療養を県が早期に開始したことで入院医療体制を維持することにより、医療崩壊を未然に防ぐことができた。また、患者についての情報を医療機関と保健所が共有し、退院後に必要とされる精神面や生活支援などのケアを実施した。

医療体制の整備に当たっては県や新潟市医師会等関係機関と緊密な連携・協議を行うことで、的確な医療体制を組むことができた。

専用病床確保のための一般病床の転用に伴う、収入減による経営状況の悪化への対応に加え、特に新潟市民病院においては、感染症指定医療機関と三次救急病院としての役割の両立をどう図るかが今後の課題である。

## ○市民生活への影響

国内において新型コロナウイルスの感染が確認されてから、連日、昼夜にわたりマスメディアによる多くの情報が提供され、市民の備えや判断に資することになった一方で、過剰な警戒心、恐怖心、さらには好奇心が煽られる面も見られた。市内で感染が確認されてからは、感染症患者及び家族、職場などの関係者、さらには医療従事者に対する誹謗中傷が見られた。

本市で感染の広がりが見られた当時、国内での感染者は高齢者が多かったことや、市内で卓球クラスターが見られたことから、3月初旬から市の高齢者施設、体育施設を順次閉鎖するとともに体育施設に準じた利用形態がとられていたコミュニティ施設のホール等も利用停止とした。

緊急事態宣言の拡大に伴い、住民に対し不要不急の外出自粛を呼び掛けたことから、それまで開いていた市民利用施設を閉鎖することとなった。宣言解除後は、再開に向けてのガイドライン等の準備が整った施設から順次再開させた。また、市施設のうち指定管理者制度導入施設においては、休業に伴う利用料の減収を考慮し、施設運営に必要な経費を負担するなどの支援を行った。本市においては一旦感染が収束した状況にあるが、今後の感染拡大のリスクに対し、限られた人員体制の中において、運営業務と感染予防対策を継続的に両立させられるかが課題である。

さらに、市主催のイベントや集会、健診などについて中止や延期の対応を取ったほか、地域住民主体の活動の自粛要請や再開に向けてのガイドラインを配布するなど、感染拡大の防止と住民支援に努めた。

## ○教育への影響

学校については、政府の要請を受け3月2日から春季休業の前日まで、市内小中学校及び市立高等学校などを臨時休校とした。各校では学習課題を工夫したり家庭との連携を図るなど、年度末のまとめに取り組んだが、急な対応であったことから支援が十分に行えなかった。また、卒業式などは感染症対策を行った上で実施したが、学校行事に大きな影響が出た。

全国の自治体では春季休業明け以降も休業措置が継続したところが多かったが、本市では専門家からの助言や市独自のガイドラインを作成することで春季休業明けに新学期を開始した。他方、感染を不安視する家庭の子どもが自主的に登校しない状況も見られた。その後、緊急事態宣言拡大により再び一斉休校となったが、動画配信やテレビ放映など新たな取り組みを含め、家庭学習の支援体制を整えた。

学校と放課後児童クラブとの連携・調整を行いながら学校再開に向けた分散登校を実施し、休校による子どもたちへの学習保障を行うとともに、心身への影響を最小限に抑えられるよう取り組んだ。

また、学校再開後、休校による学習の遅れに対応するため、ガイドラインによって各種行事の精選や縮小による授業時間の確保や夏季休業の短縮といった運用例を各学校に示し、子どもの様子を丁寧に見ながら教育活動を進める体制を整えた。



(再開後の学校の様子)

## ○経済活動への影響

緊急事態宣言の全国拡大により、市民への外出自粛要請や事業者への休業の協力要請などがされ、そのことによって経済活動を行う多くの分野で深刻な影響が出た。本市が4月に市内420事業所に対し実施した緊急景況調査では、9割を超える事業所が経営にマイナスの影響があると回答し、中でも飲食業で特に大きな影響が見られた。

そのため本市では、4月に出された県の休業要請等に協力した事業者などに対し、県と歩調を合わせ、営業自粛の協力金を県に上乘せして支給したことに加え、5月の要請延長時にも、要請に協力した事業者に、協力金を上乘せ支給するなど、要請に応じやすい環境を整え、感染拡大防止と経済対策を兼ねた対策に取り組んだ。

外出自粛要請や県をまたぐ移動の自粛等により、上越新幹線では大型連休期間中を中心に利用客が大きく落ち込み、前年同期比9割以上の減となったほか、高速バスでは県外との便を中心に大幅な運休を行った。また、新潟空港では国際定期路線が全便運休、国内線も運休や大幅な減便が発生し、4月の利用者数が前年同月比9割超の減となった。また、これらにより宿泊業、観光業では大きな影響を受けた。

厳しい状況に陥っている事業者を支援するため、感染拡大期における経済対策に続いて、緊急事態宣言解除と同時に「新潟市経済社会再興本部」を立ち上げ、従来の枠にとらわれない大胆な支援を行う体制を整え、本市の経済、社会の回復に向けた支援を開始した。

## ○市民への情報発信

市内で初の感染者が確認された際に市長による緊急会見を行って以降、新たな感染者が確認された際に加え、3月下旬までは毎日、それ以降も週2回の定例記者説明を行い、マスメディアを通じた情報発信を行った。このほか、市報にいがたをはじめ区役所だより、市ホームページにおいて感染症拡大防止への呼び掛けと同時に、市民に広がる不安感解消と医療従事者などに対する偏見や差別を防止するための情報発信に努めた。

呼び掛けによってマスクの着用や手洗いの励行など、感染症予防意識の高まりが見られた一方、初期の感染拡大期には報道機関及び市民が求める情報と市が公表する情報の間に乖離があり、更なる情報開示を求める要望や、提供される情報が少ないといった声が多く寄せられた。

感染状況の公表に当たっては、当事者の人権を尊重しながら、感染拡大防止に資する情報を伝えるということを基本とし、公表の可否、範囲とその根拠を整理したうえで、その旨を確実に説明すること、公表についての考え方の原則を崩さないことを念頭に情報発信を行った。

また、より多くの世代に情報を届けられるよう専用の Twitter を開設したほか、若者に向けて情報を届けるため、YouTube を活用した市長動画の発信や市内大学の協力を求めた。



(新型コロナ情報ツイッター)



(大学への協力依頼 写真は新潟大学4月23日)

## ○県との連携

県とは常に課題認識を共有し、市長が知事に対し医療体制とPCR検査体制の強化について要請を行ったことなどを通じ、新年度に入り軽症者のホテル療養施設も含め新潟圏域における病床数の増加が図られたほか、市内のPCR検査センター設置などにより検査体制が充実した。

また、市民、事業者の不安感解消に向け、分かりやすく具体的な行動基準や、経済基準等の必要性を伝えたほか、県境をまたぐ移動の自粛について、新潟駅構内などで往来の自粛や2週間の自宅待機をお願いするポスターを掲示するなどの対応をとった。

さらに県内自治体が一体となって、感染症への警戒と収束に向けた取り組みの呼び掛けを住民に行うとともに、感染者や医療関係者への偏見をなくすために「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」を、県とともに発出した。



**県・30市町村緊急共同宣言**  
～ふるさと新潟をともに守る～

新型コロナウイルス感染症の収束まで長期化が見込まれています。住民生活を守り抜く義務を有する我々自治体は、その決意を示し、以下のとおり取り組むことを共同で宣言します。

- 1 「新しい生活様式」の実践・県境をまたぐ往来の自粛等を徹底します**  
◆大切な人を守るため、「新しい生活様式」を呼びかけます。
- 2 事業者や生活者支援策を丁寧に周知し、迅速に実施します**  
◆各種支援策を周知し、迅速な実施に努めます。
- 3 医療提供体制を充実するとともに専門家会議を設置します**  
◆発熱外来・PCRセンター等の体制を充実します。  
◆専門家による客観的な情報提供を充実します。
- 4 医療関係者等に感謝するとともに人権に配慮します**  
◆最前線で働くすべての方々に心より感謝します。  
◆感染者・医療関係者等への人権侵害は許されません。



新潟のため県・市町村一体で取り組みます

(新潟県・県内30市町村緊急共同宣言)

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの対応

		2月					3月				4月				5月					6月				
		第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第1週	第2週	第3週	第4週	
期間					2/24~3/1	3/2~3/8	3/9~3/15	3/16~3/22	3/23~3/29	3/30~4/5	4/6~4/12	4/13~4/19	4/20~4/26	4/27~5/3	5/4~5/10	5/11~5/17	5/18~5/24	5/25~5/31	6/1~6/7	6/8~6/14	6/15~6/21	6/22~6/28		
市内 感染状況	感染者数				1	4	10	10	2	3	2	10	9	7	4	1	0	0						
	感染状況				● 2/29 初めて感染確認 - 卓球クラスター					● 3/下 帰国者増加	● 4/中 北区高齢者発生 - 北区クラスター													
会議	本部会議 (任意)				● 2/29 第1回	● 3/2、5 第2回、3回	● 3/9、13 第4回、5回	● 3/16、20 第6回、7回	● 3/23、27 第8回、9回	● 4/3 第10回									● 5/26 第11回					
	本部会議 (法定)									● 4/8 第1回	● 4/17 第2回	● 4/28 第3回	● 5/1 第4回	● 5/6 第5回	● 5/16 第6回									
	経済社会再興本部会議																		● 5/26第1回 (商工会)	● 6/1 (指示) ● 6/2~9 意見交換 (観光・文化・農業・建設・スポ・交通)	● 6/4 (指示)	● 6/11 (指示)		
意見交換 ヒアリング	斎藤教授講義				● 3/6講義	● 3/13講義				● 4/7講義			● 5/1講義											
	新潟県					● 3/11 知事と面会				● 4/21 知事と面会			● 5/1 知事・市長村長	● 5/5 知事・市長村長	● 5/15 知事・市長村長									
議会	全員協議会他				● 3/3全協 (各部報告)	● 3/6全協 (各部報告)	● 3/13全協	● 3/23全協					● 5/1全協											
					※ 3/3~6一般質問中止	● 3/19本会議 (本年度追加議案提出)	● 3/23本会議 (新年度分採決)							● 5/19 5月臨時会 (関連議案提出)	● 5/21 5月臨時会 (採決)						● 6/11 6月定例会 (関連議案提出)			
広報	記者会見				● 2/29 市長会見	● 3/2、9、10、12、14 市長会見	※ 3/1以降記者レク (部長説明)			● 4/10定例会見		● 4/24定例会見	● 4/28臨時会見			● 5/22定例会見								
	メッセージ				☆ 3/6 (臨時休館)		☆ 3/27 (国の分類)	☆ 4/6 (学校再開)	☆ 4/7 (往來自粛)	☆ 4/14 (3密回避)	☆ 4/17 (緊急事態宣言)	☆ 4/28お礼メッセージ	☆ 5/6 (休校延長)											
	市報・その他								● 4/8高速バス、新潟駅、空港に掲示	● 4/28動画	● 5/3市報特集号	● 5/7ツイッター開始	● 5/13動画								● 6/3~「新しい生活様式」啓発・経済活性化のための会食 (8区)			
学校	幼・小・中・特				● 3/2~春季休業開始日 臨時休校				● 新学期より学校再開		● 4/23~5/10 再休校		● 5/11~31延長 (分散登校)	● 5/27~AM準備							● 通常登校 (学校開放は当面休止)			
	学童				● 終日学童あり (学童未登録の1~3年児童は学校預かり)				● AM学校預かり PM学校と学童に分散															
	高校・中等学校				● 3/2~春季休業開始日 臨時休校				● 学校再開	● 4/15~5/10 再休校 (通学リスク)		● 5/11~31延長 (分散登校)	● 5/21~分散登校 (授業扱い)											
保育施設 その他	感染者発生施設				● 3/9~16山潟保育園臨時休園 (3/23まで延長)							● 4/27~28東区私立こども園臨時休園												
	その他				● 3/3~3/31協力保育依頼				● 4/1通常運営		● 4/21~5/10登園自粛要請	● 5/11~31登園自粛要請延長												
施設	体育・運動施設				● 3/4~15体育施設休館	● 3/16~31休館延長			● 4/1屋外・プール・スケート再開 (~20)	● 4/21~5/10緊急事態宣言により休館 (4/18公表)	● 5/11屋外一部再開 (プール・スケートは休業)										● 6/1より屋内施設 (体育館・プール・アイスアリーナ等) 準備整い次第再開 (トレーニング室は当面利用中止)			
	高齢者関連施設				● 3/1~15高齢者施設休館	● 3/16~31休館延長			● 4/1~13再延長	● 4/14~5/10再延長	● 5/11~31再延長										● 6/1より利用再開 (入浴施設は準備でき次第再開)			
	その他 (文化施設)									● 4/21~5/10臨時休館	● 5/11以降準備が整い次第再開													
	その他 (社会教育施設)								● 3/5~体育施設に準じ一部貸室中止 (軽運動室)	● 4/23~5/10臨時休館			● 5/18よりガイドラインに沿って一部再開 (体育施設除く)											
	その他 (コミセン等)				● 3/4~体育施設に準じ一部休館 (大ホール等)				● 4/3準備ができた所から休館	● 4/13~5/10再延長	● 5/11~31再延長										● 6/1より準備整い次第再開			
										● 4/15~5/10県立学校休校	● 4/22~5/6休業要請	● 4/24東北・新潟緊急共同宣言	● 4/28中央日本4県知事共同宣言	● 5/7休業要請を一部延長 (~5/20)	● 5/15全ての緊急事態措置解除	● 県立学校休校延長 (~5/31)	● 5/15分散登校頻度上げ、6/1再開	● 外出自粛段階的に緩和	● 5月中は県をまたぐ移動の自粛				● 6/1からは5都道県との移動は慎重に	● 6/19からは制限なし
新潟県																								
国	新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言 (4/7-5/31)				● 2/27全国一斉学校臨時休業	● 3/19専門家会議				● 4/7 7都府県	● 4/16 全国に対象拡大			● 5/4 緊急事態宣言延長 (~5/31) 13特定警戒都道府県指定	● 5/14 8都道府県特定警戒継続	● 5/21 京都・大阪・兵庫解除	● 5/25 緊急事態宣言解除					● 6/19 県をまたぐ移動制限解除		

7

新型コロナウイルスに関する本市の対応状況等

フェーズ	国、県、市の動き			市の対応		
	国	県	市	市内状況	対応状況	関連事業
	【国】 2/27一斉休校要請 【市】 2/29市内初感染者確認					
I (感染拡大月上旬)	<b>感染拡大防止・緊急支援段階 「市民の命を守る」「雇用、仕事をつなぎとめる」</b>					
	【市】 3/1施設閉鎖順次開始 【市】 3/2学校休校開始～春休みまで 【国】 4/7 緊急事態宣言 【市】 学校再開：春休み明け～4/22 【国】 4/16 宣言全国拡大 【市】 4/17対策本部会議 【県】 4/21緊急事態措置（休業要請等） 【市】 4/23～学校再休校 【市】 4/28対策本部会議（連休対策） 【国】 5/4 全国宣言延長（一部緩和） 【県】 5/5 知事との意見交換 【市】 5/6本部会議（学校等段階的再開へ）		〈感染者の急増〉 〈感染拡大防止対応急務〉 ・医療体制ひっ迫 ・PCR体制ひっ迫  〈住民の不安の拡大〉 〈保護者・子どもの不安拡大〉 ※ 休校直前自主欠席最大600人  〈事業者収入大幅減〉  〈住民不安の拡大〉 〈事業者不安の拡大〉 〈感染者、医療従事者への偏見〉	3/1～保健所ドライヴスルー方式などで対応 3/11知事にPCR検査体制と医療体制の強化について要請  4/24 絆療養態勢整備 【事業】 営業時間短縮協力金 【事業】 家賃補助 【事業】 雇用調整助成上乗せ  5/5知事に「共同宣言」の提案と併せて、住民や事業者の不安払拭のための分かりやすい警戒レベル指標の設定を要望	【市長専決処分4/24】 ・営業時間短縮協力金 ・家賃補助 ・雇用調整助成上乗せ ・予備費増額  【市長専決処分5/1】 ・特別定額給付金 ・子ども手当増額 ・学校へ消毒液、マスク購入	
II (感染収束旬)	<b>= 感染拡大防止と社会経済活動の両立への移行段階 = 「市民の日常生活を取り戻す」</b>					
	【県】 5/7 要請一部解除 【県】 5/8 緊急共同宣言 【市】 5/11休校延長～5/31 【国】 5/14 一部解除（39県） 【県】 5/15 知事との意見交換 【県】 5/15 要請解除 【県】 5/15 専門家会議設置 【市】 5/16本部会議（学校等再開指示） 【国】 5/21 一部解除（関西） 【国】 5/25 全都道府県解除	〈住民不安の拡大継続〉 〈経済界ダメージ甚大〉  〈保護者不安への対応必要〉  〈社会経済活動の段階的再開〉 〈「新たな生活様式」実践普及〉  〈第2波に最大級の警戒〉	【事業】 学校へ消毒液、マスク購入 【県】 5/8 緊急共同宣言 ・専門家会議設置、偏見排除等  【学校】 5/11分散登校～5/31  ≪ 給付金 ≫ 5/11オンライン申請開始  ・クラウドファンディング活用飲食店等支援 【事業】 新しい生活様式店舗支援 【事業】 放課後児童クラブ支援員補助 【事業】 絆活用したテレワーク支援 【事業】 岩室温泉等への宿泊支援 等  ≪ 給付金 ≫ 5/22申請書郵送開始  5/26 新潟市経済社会再興本部 立上げ	【5月議会臨時会】 ・放課後児童クラブ支援員補助 ・ネットショッピング導入企業支援 ・オンライン支援 ・新規採用支援 ・花の需要拡大 ・学校PC導入 ・新しい生活様式店舗支援 ・絆活用したテレワーク支援 ・岩室温泉等への宿泊支援		



= 社会経済再興期 = 「強い経済活動に向け着実に前進」

# 第1章

## 本市における 新型コロナウイルスの発生状況

※ 各種データは令和2年5月31日時点のもの





## 1 概況



(本市感染者数推移)

本市では、2020年2月29日に市内1例目の感染者を確認した。それ以降、卓球関連のクラスター発生等により断続的に感染者が発生し、3月21日までに計25名の感染者が確認された。

3月下旬から4月上旬までは、首都圏や海外での感染と考えられるケースが相次いだものの、ペースは一旦落ち着き、新規感染の確認は週2、3名程度となった。

4月中旬以降、再び感染のペースは加速。特に、それまで感染者が確認されていなかった北区において、5月上旬まで高齢者の感染が相次いだ。

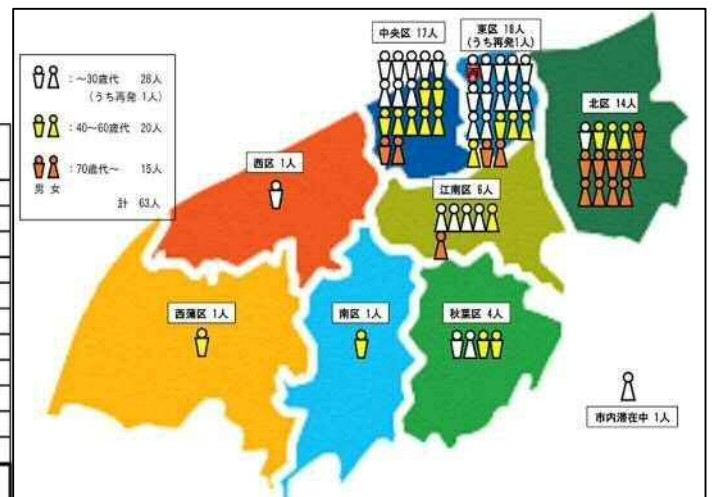
5月15日の63例目の感染確認以降、新たな感染は確認されておらず、第1波はこの時点で収束したものと考えられる。

なお、確認された感染者数は、1日あたり最大5名である。

## 2 感染者の属性

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	市内 滞在中	計
~3/6		2	2		1					5
~3/13		1	6		1					8
~3/20		4	3	3		1				11
~3/27			1				1			2
~4/3		1		2					1	4
~4/10				1						1
~4/17	1	6	3		1					11
~4/24	5				1					6
~5/1	4	4	1					1		10
~5/8	4									4
~5/15			1							1
合計	14	18	17	6	4	1	1	1	1	63

(週ごとの区別感染者数)



(区別感染者数)

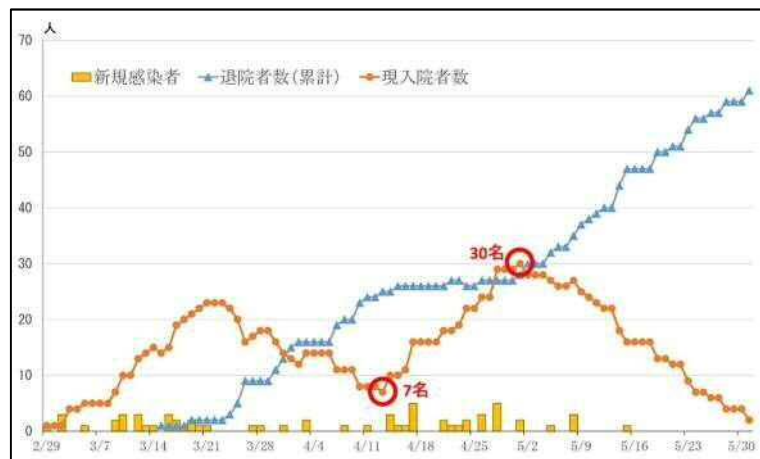
居住区別では、北区14名、東区18名、中央区17名と、市の東部に感染者が集中した。3区の合計は49名であり、市全体の約8割を占める。

男女は、男性31名、女性32名であり、ほぼ同数であった。

年齢別では、30歳代までのいわゆる若者が29名で最も多い。

週ごとの区別感染者数では、北区において高齢者の感染が相次いだことから、4月中旬から5月上旬にかけて北区が大きな割合を占める。

### 3 入退院状況

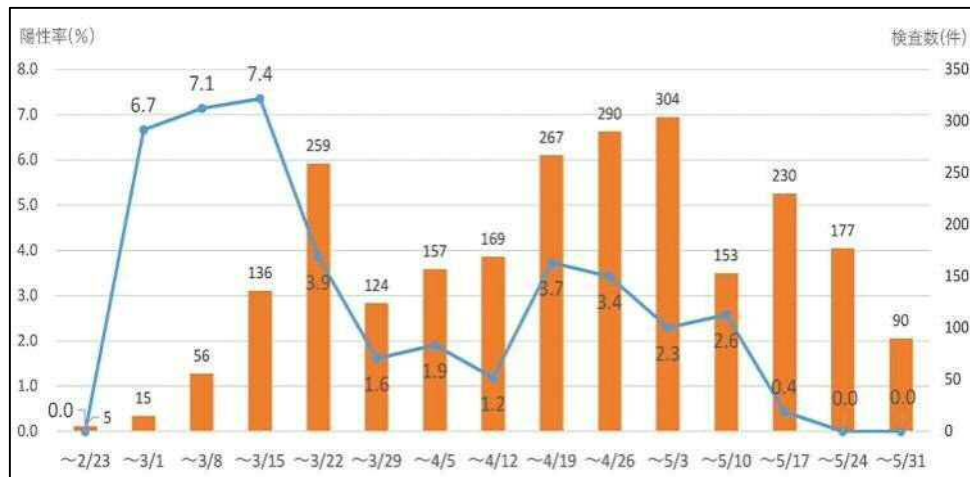


(入退院状況推移)

3月下旬から4月上旬は新規感染状況が落ち着いていたことから、入院者数は4月13日時点で7名まで減少した。4月中旬以降、再度の感染拡大に伴い入院者数は増加し、最大入院者数は5月1日時点の30名であった。

5月16日以降は新たな感染が確認されなかったことから、入院者数は減少を続け、5月末時点では2名となった。

### 4 PCR検査



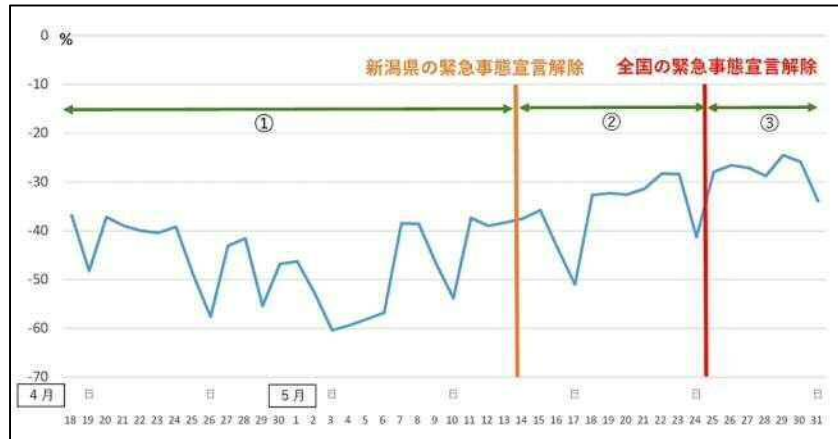
(週ごとのPCR検査数及び陽性率)

卓球関連のクラスター等を中心に感染者が発生した3月中旬までは、陽性率(※)が7%台と高くなっている。

4月中旬から5月上旬は、北区の高齢者を中心に感染者が多く発生したが、積極的な検査の実施により、陽性率は3%台となっている。

※ 陽性率=陽性判明数÷PCR検査数

## 5 人出の増減



(新潟駅前の人出の感染拡大以前比)

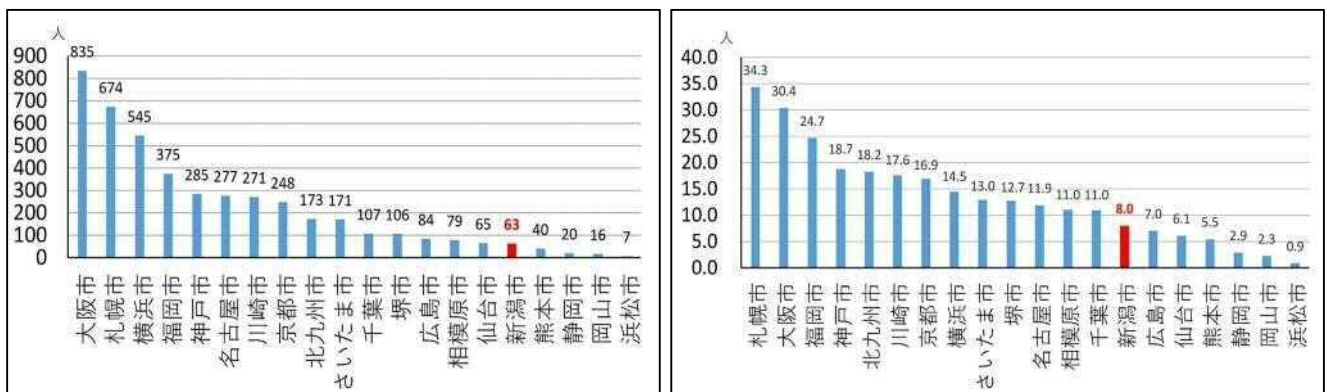
※ NTT ドコモ公表。拡大以前とは1月18日～2月14日の午後3時時点の平均値

新潟県を含む39県で緊急事態宣言が解除された5月14日及び全国で緊急事態宣言が解除された5月25日を区分とした平均値は以下のとおりとなり、人の移動は徐々に増加している。

- ①4月18日～5月13日の平均 -46.2%
- ②5月14日～5月24日の平均 -35.9%
- ③5月25日～5月31日の平均 -27.8%

なお、毎週日曜日は減少率が特に大きいことから、市民による週末の外出自粛の効果が現れたものと思われる。

## 6 政令指定都市との比較



(陽性者数)

(人口10万人あたりの陽性者数)

政令指定都市20市の数値を比較すると、本市は、発生当初は他都市と比べても陽性者が多かったものの、5月31日時点では、陽性者数は63人で少ないほうから5番目、人口10万人あたりの陽性者数は8.0人で小さいほうから7番目となり、他都市と比較して感染拡大を抑止できたと言える。

※ 各都市の人口は、令和2年4月30日または5月1日時点の住民基本台帳人口を参照。  
 なお、京都市、大阪市、神戸市は令和2年5月1日時点の推計値を参照。



## 第2章

### 対応状況と成果・課題



## 第2章 対応状況と成果・課題

### 1. 医療提供体制及び検査、接触者対応のあり方

#### I 帰国者・接触者相談センター 電話相談等の体制

##### 《概要》

本市では帰国者・接触者相談センターへの入電件数の増加に対応するため、市内での新型コロナウイルス感染患者が確認される前に保健衛生部内において電話相談員を確保し、対応マニュアルなどを作成、活用のうえ、統一的な対応ができるよう取り組んだ。初めて市内で感染者が確認された時期は感染の疑いのある方以外からのさまざまな問い合わせがあり、対応に苦慮することが多かった。

感染者の増加に伴い、相談件数も増えたことから電話がつながりにくいのご意見が届くようになったため、電話回線を増やし、専用執務室を確保するなど体制の強化を図った。

市帰国者・接触者相談センター相談件数	
	件数(5月31日時点)
1月15日～2月	950
3月	5,038
4月	6,706
5月	3,725
計	16,419

#### (1) 今回取った対応

- 多くの問い合わせに対応するため、帰国者・接触者相談センターでの電話対応に加え、組織横断的に応援・協力体制を取った。
- 夜間・休日において職員が交代で24時間体制の電話対応を行った。
- 電話回線の増設、庁内応援職員配置体制を構築した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- 電話回線を増設するとともに人員も増加させ多くの相談を受けることで、感染者の確認、診療につながった。発熱等の症状の市民からの相談が多く寄せられ、医療機関から受診を断られた方等の拠り所として有効だった。
- 多数の相談・問い合わせに対応し、市民の不安解消を図るとともに、電話対応シートを作成のうえ日常的に相談内容の記録を行い、情報共有する体制を構築した。
- 24時間体制での電話対応を行い、市民の不安を軽減させた。

#### (3) 問題点とその原因

- 新型コロナウイルス感染症の疑い相談電話以外の問い合わせ等が寄せられ、本来相談をしたい市民の電話がつながりにくい状況となった。
- 相談電話の番号が通常業務で使用する電話番号であったため、新型コロナウイルス関連以外の電話と重複し、振り分けに大きな労力が割かれた。
- 市民からの相談内容によっては、医師でなければ判断できないような対応を求められ、精神的な負担が大きかった。
- 支援体制では、多くの人員が入れ替わることがあり、統一した対応を保つのに苦慮した。
- 24時間相談のため、夜間対応については一部の職員への負担が大きかった。

#### (4) 今後必要な対応

- 専用執務室や専用回線の用意など、専門窓口と一般相談窓口の振り分けを徹底するとともに、休日・夜間の電話相談体制を検討する。
- かかりつけ医での相談・診療体制を維持する。

## II PCR検査体制

### 《概要》

本市では、国内で感染者が発生して以降、濃厚接触者及び感染の疑いがある方に対し積極的にPCR検査を実施した。前回の新型インフルエンザ感染症発生時の経験に基づき、いち早くドライブスルー方式による検査を導入することで多くの検査を実施するとともに、帰国者・接触者外来とも連携し検体採取・検査につなげ、感染拡大の防止に努めた。

PCR検査数（新潟市行政検査分）		
5月31日時点	件数	うちドライブスルー
2月	17	0
3月	606	338
4月	1,025	752
5月	784	534
計	2,432	1,624

#### (1) 今回取った対応

- 濃厚接触者や有症状の人等を対象に、帰国者・接触者外来に加え、保健所にてドライブスルーPCR検査を実施した。
- 医師がPCR検査を必要と判断した場合には、できるだけ医療機関にて検体採取、検体搬入をしてもらうよう依頼した。
- PCR検査に必要なリアルタイムPCR装置を衛生環境研究所に2台追加導入した。
- ホテル療養施設入所者のPCR検査については、医療職職員が施設へ出向いて実施した。
- 衛生環境研究所において、研究所内や他の部署からの応援体制を構築し、検査対応職員を増員した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- 過去の新型インフルエンザ発生時の経験を活用した早期のドライブスルー方式導入と作業マニュアルの運用により、ピーク時には1回100件近くの検査を実施し、感染拡大防止に寄与できた。
- 医療機関で検体採取することで、医師の判断による適切な検体採取が行うことができた。
- 医療機関で検体採取、搬入することで限られた人員で検体採取ができたと同時に感染が疑われる人の検査をスムーズに行うことができ、早期発見につながった。
- 衛生環境研究所の検査対応職員を増員した。
- 6月1日に県が設置し、新潟市医師会に委託した地域外来・相談センターにおいて「ドライブスルー方式でのPCR検査場」が開設された。

#### (3) 問題点とその原因

- ドライブスルー方式の検査時のピーク時には、受検者を長時間待たせてしまったこともあった。
- 経験や知識不足による検体採取補助業務への不安があった。
- 各医療機関からの検体を回収する人員の確保に苦慮した。
- ホテル療養については、必要な物品（防護服等）の設置に時間を要するうえ、少ない検査数に対してその都度物品を準備し、廃棄する必要があった。
- 衛生環境研究所の検体処理に必要な設備が限られている。

#### (4) 今後必要な対応

- 感染防御に関する防護衣着脱と採取にあたっての手順や留意事項など、マニュアル等を整備するとともに平常時から研修を実施する。
- 受検者などに配慮した検体採取場所や日時を設定する。
- ホテル療養施設などについては検査時の動き方や必要物品を整理し、県と情報共有を図る。
- ドライブスルー方式は地域外来・検査センターと保健所との役割分担が必要である。



### Ⅲ 医療機関体制

#### 《概要》

患者発生時においては、その状況に応じて感染症指定医療機関のほか、市内協力病院・県立新発田病院の協力を得て、病状に合わせて入院調整を行った。入院中の患者について、医療機関と情報を共有するとともに、退院後の生活支援について長期にわたり患者へのケアを実施した。

患者を病院からホテル療養施設への移送を行い、患者の病状が急変した場合には、消防局と協力して、病院までの搬送を行うこととした。

#### ア.新潟市民病院、市内協力病院等、保健所の体制

##### (1) 今回取った対応

- ・新型コロナウイルス感染症情報交換会を開催。専門家より、新型コロナウイルスの最新知見等に関わる情報を得た。
- ・市内感染拡大時において、市内病院群輪番制参加病院、救急告示病院長、感染症担当医、同担当看護師を対象に新型コロナウイルス感染症対策に係る医療体制についての検討会を開催した。
- ・保健所長が患者の状態を考慮し、入院協力医療機関に依頼したうえで、本人、病院と調整し入院につなげた。
- ・中国語に翻訳した来院者への対応周知文を掲示した。
- ・感染症対策のため市民病院では入院制限、面会制限を行ったほか、感染症病床ではない、一般病床の一部を空床化することにより、受け入れ病床の拡大・確保を図った。
- ・市民病院内に臨時院内感染対策委員会、対策本部を立ち上げ、病床管理方法、診療計画等の態勢などを協議した。
- ・県に対し第二種感染症指定医療機関（市民病院）以外への入院受け入れ体制協力依頼を行った。
- ・診察時の感染対策はSARSに準じること、急患来院者への対応などの対応マニュアルを周知した。
- ・感染症指定病院と三次救急病院である市民病院の院内感染防止対策を強化するため、院内用PCR検査機やマスク・ガウンなどを追加導入した。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・市内感染者発生前から、対応の流れについての新型コロナウイルスに関する専門家の見解や、疑い例の対応フローについて確認することができた。
- ・市内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いている中、市内医療機関等における発生状況に応じた医療体制・連携について協議することができた。
- ・県立新発田病院の協力により、患者増が懸念される大型連休を前に、地域における感染拡大からまん延期までを想定した段階的な入院病床の確保と各病院の役割分担について確認することができた。
- ・精神疾患患者の陽性者の入院受け入れ体制整備に向け調整が進んだ。
- ・保健所長自らが入院先の調整にあたったことで、患者支援の担当者と情報共有しながらスムーズに対応できた。
- ・早期に市内協力病院及び県立新発田病院における患者受け入れが可能となった。
- ・市民病院においては、感染症指定病院として感染対策のノウハウがあったことが有効だった。
- ・病院スタッフにおける早期の周知、対策により院内感染リスクを低減した。
- ・PCR検査機の導入などにより院内感染リスクを低減することができた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・新潟圏域での医療体制構築のため、新型コロナウイルス感染症対策については、県と連携した協議が必要である。
- ・入院先の決定の際には市外の医療機関につなぐケースもあり、他保健所や県との調整が必要となった。
- ・市民病院の入院制限による収益減が、想定以上に大きくなることが分かった。感染症病床が属する病棟のみならず、病院全体に経営的な影響がでた。

- ・円滑な患者の入院先調整について体制づくりが必要である。
- ・救命救急センターを感染症対策に振り向けたことによる利用制限により救急搬送受入数が減っている。感染症指定病院と三次救急病院のどちらの役割も果たす難しさがある。

#### (4) 今後必要な対応

- ・新潟圏域における医療提供体制確保に係る検討会で協議する。
- ・病院ごとに受け入れる対象者のレベルの目安を明確化できると良い。
- ・受け入れ体制の調整については、積極的かつ早い時期から動き、圏域全体が団結して対応にあたることが重要である。
- ・感染症「病棟」を別棟で整備することも含め、救急と感染症対応をしっかりと両立できるように準備していくための検討、対策が必要である。

### イ. 患者搬送体制（消防局）

#### (1) 今回取った対応

- ・2月1日から、119番通報時に感染症を疑う要件に該当した場合は、ゴーグル、N95マスク等を装着し活動してきたが、4月8日以降は、救急隊員の感染防止を更に強化するため、全ての救急事案に対しゴーグル、N95マスク等を装着し活動した。
- ・新型コロナウイルスの感染が判明している傷病者の救急搬送について、専用の救急車と救急隊を指定した。
- ・当初、新型コロナウイルス感染症の感染者を搬送した職員に対し、防護服を着装した特別高度救助隊による除染活動を実施したが、その後、消防局独自の消毒要領を策定し対応した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・救急隊員から感染者が発生していないことから、ゴーグル、N95マスク等の装着による感染防止対策は効果があったと考えられる。
- ・搬送した職員の安全管理を徹底し、二次被害の防止を図ることができた。
- ・消毒要領の策定により、感染者を搬送した職員の消毒方法について統一した方法で実施することができた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・感染者搬送活動終了後の消毒作業や救急車内の感染防止作業に時間を要した。

#### (4) 今後必要な対応

- ・第2波を見据え、迅速で効果的な感染防止対策と消毒作業について再検討する。

## IV 濃厚接触者対応

### 《概要》

積極的疫学調査により濃厚接触者をリストアップし、健康観察やPCR検査を実施して感染拡大の防止を図るとともに、不安や疑問などの相談に応じた。

#### ア. 濃厚接触者の調査

##### (1) 今回取った対応

- ・ 積極的疫学調査を実施し陽性者の濃厚接触者の特定に努めた。濃厚接触者には2週間の健康観察を依頼した。
- ・ 濃厚接触者の特定について、当時の厚生労働省の指針よりも広範囲である「発症2日前」から調査を行った。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 積極的に濃厚接触者の特定を行ったことで、感染拡大を未然に防ぐことができた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・ 全体的に濃厚接触者の調査に協力的だったものの、一部に協力いただけない事例があった。
- ・ 県や区からの保健師応援体制により調査を行っていたため、業務引継ぎに課題が残った。

##### (4) 今後必要な対応

- ・ 市民に対し濃厚接触者特定の意義を理解してもらい協力をいただく。
- ・ 業務引継ぎを徹底する。

#### イ. 陽性者家族等への支援

##### (1) 今回取った対応

- ・ 感染者の家族等に対し、注意事項や精神的ケアのため、担当保健師が必要に応じ定期的に電話により連絡をとった。
- ・ 家族の感染等により親族の支援が困難な児童を、仕切りを行った児童相談所等の遊戯室において一時保護する体制を整えた。(児童相談所)
- ・ 医療用ガウンの着脱など、児童の一時保護に必要なスキルの研修を行った。(児童相談所)

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 感染者一人一人に担当の保健師を充て、家族も含め、入院中、相談、ケアに当たった。退院後は、必要に応じ、地区担当保健師に引き継いだ。
- ・ 該当児童がいた場合即時に対応できる体制を整備できた。また、即時に対応できるスキルが習得できた。(児童相談所)

##### (3) 問題点とその原因

- ・ 感染者入院後、残された家族等が精神的、あるいは日常生活にダメージを負うケースがあることを想定し、対応する必要がある。
- ・ 完全な個別化、分離が困難である。また、対応する職員の健康面の配慮が必要となる。(児童相談所)
- ・ マスク及び消毒液の備蓄量が不足するなど、必要物品の把握と調達時間の確保が困難である。(児童相談所)

##### (4) 今後必要な対応

- ・ 継続的対応が必要な場合の施設を確保する。

## V マスク、消毒液など資機材の流通・確保対策

### 《概要》

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染の拡大に伴い、医療機関ではマスクなどの医療資機材の不足が生じた。国や県からの配布に加え、市保健所からも医療機関の求めに応じて業務のために備蓄していた医療資機材の提供を行った。

また、本市では多くの医療機関などにおけるマスク不足に対応するため、市医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じてマスクの提供を行った。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 供給が不足するマスクを市で220万枚購入し、医療機関等へ配布した。
- ・ 庁内にマスクの仕入れが可能な業者の情報提供を行った。
- ・ 障がい福祉サービス等事業所の感染拡大防止策として消毒液を配布するとともに、放課後等デイサービス事業所へはマスクも配布した。
- ・ 民間からマスクを寄贈いただいた。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 医療現場で不足しているマスクを補うことができたと同時に備蓄品を増やすことができた。
- ・ 納品できる業者が少ない時期に関係所属に対して情報を提供し、購入促進に努めた。
- ・ 早期対応したことで早い段階で施設に配布することができた。
- ・ 対人業務に従事する職員がマスクを着用することで感染防止対策が図られた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 輸入品のマスクであったため納品日が確定せず、配送等の日程調整が困難であった。
- ・ 子ども用サージカルマスクの確保が難しく、適切な時期に配布することができなかった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 市全体の調達・備蓄等の体制構築が必要である。
- ・ 平時から備蓄数を増やす必要がある。

## VI 患者情報の伝達、共有のあり方

### 《概要》

感染者発生状況や感染症への対策などについて、事前に関係者会議において情報共有を図ったうえで定期的に記者説明を実施し、マスコミを通じた市民への情報提供を行った。また、あわせてホームページ等による情報発信を行った。

患者情報等について、ホワイトボードによる見える化を図り、情報共有を行い行動歴の確認・濃厚接触者への対応を複数の職員で分担し、正確な情報把握に努めた。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 保健所長室のホワイトボードに情報を記載し共有した。その際、詳細は共通のフォームを作成し、必要時確認できるようファイリングした。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 情報の可視化により情報共有の効率化が図られた。関連性の確認等に有効だった。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 同時期に多くの感染者が出ると執務室内に情報を記載するスペースの確保が困難である。また、データ化に時間を要する。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 管理情報の整理とルール化が必要である。

## Ⅶ 県との連携 県、保健所間の患者情報の共有等連携

### 《概要》

県医療調整本部により決定された宿泊療養施設への患者搬送について、管轄保健所として搬送体制を整え、県・医療機関と調整のうえ搬送を実施した。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 県とは常に情報を共有しているなか、医療体制とPCR検査体制の強化について要請した。
- ・ 県と協力し、医療体制とPCR検査体制の強化として、軽症者のホテル療養施設も含めた新潟圏域における病床数の増加や、市内のPCRセンター設置を行った。
- ・ 県からの保健師の応援派遣により、体制強化が図られた。
- ・ 県と協議し、市が医療機関から軽症患者宿泊施設への患者搬送を行った。また、軽症患者宿泊療養施設における入所者急変時の救急搬送について協力することとした。
- ・ 県の対策本部会議メンバーとして市職員が参加することで、市の対応の迅速化につなげた。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 医療体制強化に向け県立新発田病院など隣接する医療圏の医療機関の協力を得て、患者受け入れの病床確保ができた。
- ・ 積極的疫学調査において県から保健師の派遣協力があった。
- ・ 県からの保健師派遣により濃厚接触者特定作業などにおいて効率的な業務分担ができた。
- ・ 搬送にかかる情報共有と連絡体制が構築できた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 派遣終了後の業務の引継ぎが課題である。
- ・ 医療調整本部から消防への情報共有と調整が一部難航した。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 医療提供体制など、さらなる連携の強化が必要である。
- ・ 引継ぎ書の作成等、引継ぎを徹底する。
- ・ 更なる連携強化と情報共有を徹底する。

## 第2章 対応状況と成果・課題

### 2. 社会経済活動への影響

#### I 学校等の休業

##### 《概要》

3月初めからの一斉臨時休校では、決定から休校までの期間がほとんどなかったことから、休校中の子どもたちの学習面等での支援体制を十分に整えることが困難であった。その後、市内における感染状況や専門家からの助言等により、再開に向けたガイドラインを作成し春季休業明けから新学期をスタートさせることができたが、緊急事態宣言の全国への拡大を踏まえ、再び休校となったものの、数日間の準備期間を設定したことで大きな混乱を回避できた。また休校中も動画配信などにより学習をサポートしたほか、宣言解除後は分散登校期間を設けるなど、子どもたちの心身の影響に十分配慮した。今後、3密回避策を講じながら学校運営を行い、休校による学習の遅れを夏季休業の短縮などで対応する。

(放課後児童クラブ) 3月初めの一斉臨時休校の際は保護者の負担を考慮し、午前中からの開所としたことで深刻な人員不足となったが、市教委と連携し教職員等からの支援を受けることで休校期間を乗り切った。学校再開後、再び行われた休校の際には、事前に市教委と連携し、午前中は学校預かりとするなど負担軽減を図ることができた。今後も学校と連携し、体育館やグラウンド等を活用し、児童を分散して運営するなど、3密回避策を講じる。

(放課後等デイサービス) 3月初めの一斉臨時休校の際には保護者の負担を考慮し、午前中からの開所を各事業所に依頼するとともに、人員配置や設備基準の柔軟な取扱いを実施したことで、市教委との連携による学校での預かり支援と合わせて乗り切った。学校再開後、再び行われた休校の際にも、同様の取扱いを行い、必要な療育の確保に努めた。多くの事業所で狭隘な状態となっており、3密回避の対策が急務である。

#### ア. 一斉休校の実施 (3月2日～春季休業～春季休業明け再開)

##### (1) 今回取った対応

- ・ 政府の要請により、3月2日から各校園の春季休業の開始の前日までを一斉臨時休校園とした。
- ・ 春季休業明けの学校園再開に向けて、学校園の様々な活動や場面における留意点を具体的に示すガイドラインを専門家などの意見を取り入れながら作成、配布した。
- ・ ガイドラインに基づき、学校園を再開したが、感染リスクの不安等から自主的に登校園しなかった場合でも欠席扱いとしなかった。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 国からの要請を受け、早急に対応策を各校園に周知した。
- ・ ガイドラインにより学校園再開に向けた取組を具体的に示すことができた。
- ・ 再開後、市教委では複数の学校園を視察したり不安で登校園できない子どもの調査を毎日実施しながら実態把握に努めた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・ 一斉臨時休校園の際は決定から実施までの時間が足りず、各校園が、休校中の学習支援など余裕をもって準備を整えることができなかった。
- ・ 再開後、保護者等の不安感が解消しきれず、自主的に登校園しない子どもがいた。

#### イ. 一斉休校の実施 (4月23日～5月31日 6月1日～再開)

##### (1) 今回取った対応

- ・ 再開後県の要請などにより、4月23日から5月31日までを一斉臨時休校園とした。
- ・ 二度目の一斉休校中、5月の分散登校、その後の学校再開に向け国が示したQ & Aや本市の感染状況などを踏まえガイドラインを改訂した。
- ・ 在宅の子どもたちの家庭学習支援のため、総合教育センターにおいて小中学生向けの授業動画を作成し、ホームページへ掲載したほか、民放テレビで放送した。
- ・ 6月1日からの学校再開に向け、休校中の5月14日から5月31日まで、分散登校園を実施した。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 一斉臨時休校園の際は、事前の準備期間を3日間設定したことで、各校園では余裕をもって臨時休校を実施することができた。
- ・ ガイドラインについて、国が示したQ & Aや本市の感染状況などを踏まえ、より実効性の高いものとすることができた。

- ・民放テレビでの放送を行ったことで、家庭のICT環境の有無にかかわらず授業動画を使った学習を進めることができた。
- ・分散登校園を実施することで、休業から再開に向けて子どもたちの心身への影響を最小限に抑えることができた。

### (3) 問題点とその原因

- ・短期間での授業動画作成であったため、ノウハウを十分に確認する時間がなかった。
- ・分散登校の際、午前と午後の2グループに分けての登校を実施したため、それぞれの子どもが固定化し、生活リズムを整えにくかった。

### (4) 今後必要な対応

- ・感染状況や国からの通知等に応じて、ガイドラインを随時更新していく。
- ・動画を作成する際は内容確認を行う時間を見通したスケジュールを設定する。
- ・分散登校園のパターンを示す際には、その留意点も記載することで、生活リズムを改善できるようにする。

## ウ. 学校園再開後の学校園に対する支援

### (1) 今回取った対応

- ・「新しい生活様式」を学校園生活の具体的な場面に当てはめたガイドラインを作成し、各学校園で活用した。
- ・ガイドラインにより感染予防と学力保障のバランスをとる教育活動を実施し、中でも授業時間の確保のため各種行事の精選や縮小、夏季休業の短縮といった運用例を各学校に示し、子どもの様子を見ながら教育を進める体制を整えた。
- ・健康診断及び日常の消毒に使用する消毒液、防護用のガウン、マスクを学校園に配布した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・ガイドラインに示すことで、学習の遅れに対し、夏季休業の削減など、学校の実情に応じた対応が可能となったとともに、各校園からは、子どもの心身の健康を保つ上で役立ったとの声があった。
- ・追加購入した感染予防に係る物資を、不足している各学校園へ適宜配布することができた。

### (3) 問題点とその原因

- ・マスクなど全国的に物資が不足したことにより、納入時期が遅くなる物資があり学校が必要とする時期に納品することができなかった。

## エ. 給食関係

### (1) 今回取った対応

- ・一斉臨時休校に伴う学校給食費の保護者負担分については、文部科学省の通知に基づき、全額返金対応とした。
- ・3月の一斉臨時休校に伴い提供できなくなった給食の食材について、既に発注済でキャンセルができない食材等の費用を市が負担した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・保護者負担及び納入業者の負担を軽減するとともに、学校における給食事務の負担を軽減することができた。

### (3) 問題点とその原因

- ・文部科学省の制度を活用して納入業者への支援を行うが、申請審査手続きに時間を要してしまうため、迅速に対応できないケースもある。

### (4) 今後必要な対応

- ・国の対応方針を明確かつ迅速に学校に伝えていく。

## オ. 放課後児童クラブ

### (1) 今回取った対応

- ・本庁所管課で放課後児童クラブ利用者児童数の日次報告と集計を行った。
- ・小学校の全国一斉臨時休校等に伴い、放課後児童クラブを午前中から開所した。
- ・小学校再開により放課後児童クラブを通常通り開所、児童を分散した運営を実施した。
- ・緊急事態宣言による小学校臨時休校に伴い、放課後児童クラブを午後1時から開所、児童を分散した運営を実施、利用者へ利用自粛を依頼した。



- ・小学校分散登校に合わせ、放課後児童クラブを午前中から開所、児童を分散した運営を実施、利用者へ利用自粛を依頼した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・小学校教職員等の協力により、人員不足となる放課後児童クラブへの人的支援を行った。
- ・教員OB等から協力を得て放課後児童支援員を178名増員したほか、体育館やグラウンド等を活用し児童を分散した運営が実施できた。
- ・感染リスクを低減させるため、利用者へ利用自粛を依頼した。

#### (3) 問題点とその原因

- ・一斉休校時には急きょ午前中から放課後児童クラブを開所することとなったため、人員確保が困難となり、連日の長時間労働や感染症対策により現場支援員の業務負担が大きかった。
- ・施設内だけでは児童を分散した運営が困難であった。
- ・施設からの日次報告はメール、リストの送付、電話聞き取りなど、多様な手法により行われたため、業務の効率化が必要であった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・利用自粛した方へ、利用日数に応じて利用枠の日割り還付を検討する。
- ・学校再開後、児童クラブの運営を行う際、3密を避けるための対策が必要である。
- ・校地・校舎の活用や人的支援等について、放課後児童クラブと学校の連携が必要である。
- ・日次報告にあたっては、より入力しやすいフォーマットを作成するなどして集約作業を効率化する。

### カ. 放課後等デイサービス

#### (1) 今回取った対応

- ・小学校の全国一斉臨時休校等に伴い休日単価の適用及び基準の柔軟な取扱いを実施した。
- ・本庁所管課で事業所の休業状況の把握を行った。
- ・小学校再開後も基準の柔軟な取扱いを継続し、「新しい生活様式」に対応した運営を実施した。
- ・緊急事態宣言による小学校臨時休校に伴い、可能な場合には通所等を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対して支援を提供するよう事業所に依頼し、必要な支援量の確保を図った。
- ・小学校分散登校に際しては、引き続き休日単価を適用するとともに、市教委との連携により、一日を通じて障がい児に支援を行った。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・基準の柔軟な運用により、急な一斉休業にもタイムラグなしに長時間の開所が可能となったことで、支援量の確保ができた。
- ・感染を恐れて利用を控える障がい児への対応として、居宅への訪問や電話などによる代替的サービスを実施し、継続した支援を提供できた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・基準の柔軟な運用を行ったものの、一斉休校時には急きょ午前中から放課後等デイサービスを開所することとなったため、人員確保が困難となり、連日の長時間労働や感染症対策により現場支援員の業務負担が大きかった。
- ・学校再開後、放課後等デイサービスの運営を行う際、「新しい生活様式」に則った運営が行えるよう対策が必要であった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・障がい児の療育と居場所の確保について、放課後等デイサービスと学校との連携、役割分担の検討が必要である。
- ・「新しい生活様式」に対応した支援を提供するために放課後等デイサービスに対し、設備・備品等の支援を行う。

## II 保育園の状況

### 《概要》

学校園の一斉休業の際には、自主的な保育園利用の自粛のお願いをしたもののほとんど効果はなかった。その後の緊急事態宣言の際には保育料減額を伴う登園自粛要請を行い、自粛率は約50%とすることができた。保育の性質上3密回避は困難であり、感染拡大防止策をどのように講じるかが課題である。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 政府要請に基づく一斉臨時休校園を受け、自主的な家庭での協力保育を呼びかけた。(3月2日～3月31日)
- ・ 緊急事態宣言発出に伴い、保育の規模を縮小するため保護者に対して登園自粛を要請した。(4月21日～5月31日)
- ・ 保育園と区役所、市役所の情報共有体制を構築した。
- ・ 本庁所管課で、区役所・施設・保健所との連携、対応方針(休園判断、消毒等)検討、指示、報道対応を行った。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 早期の協力保育の呼びかけが、保育施設の負担軽減に寄与した。
- ・ 保育料減額等を含む登園自粛要請により、登園自粛率を約50%にできた。
- ・ 早期の情報提供体制が整っていたことにより、1施設で複数の感染者が発生した際にも情報整理がしやすかった。
- ・ 保健所、区役所、保育課の窓口がそれぞれ一本化できていたことにより、速やかな情報共有ができた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 減額措置がなかったため、自主的な協力保育の呼びかけでは登園抑制にはつながらなかった。
- ・ 休園判断等の対応決定プロセスや基準が明確でなく、施設及び保護者への周知等の遅れがあった。
- ・ 園によっては保護者と連絡を取る際メール配信システム等がないため、緊急時には1件1件の電話対応で多大の時間と労力を要することとなった。
- ・ 保育の性質上、3密回避は困難であり感染拡大防止策をどのように講じるかが課題となる。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 第2波、第3波においては速やかな方針の決定・判断を行うため、予め対応基準等の整理が必要である。
- ・ メール配信システムを導入するなど、発生時の速やかな連絡体制について予め備える必要がある。

### Ⅲ 市内各種施設の休業（文化、スポーツ、福祉、子育て、社会教育、コミュニティ、公園等）

#### 《概要》

感染拡大期においては当初、卓球クラスタの発生や感染者に高齢者が多かったことから、スポーツ施設、高齢者関連施設を順次休館させ、あわせて社会教育施設やコミュニティ施設などでスポーツに利用されるホールなどの一部貸室も利用停止とした。文化施設やコミュニティ施設などの他の貸室や、文化施設等は感染に気を付けながら運営を続けたものの、緊急事態宣言拡大を受け市内施設は全面的に閉館となった。再開に向けては、感染予防のガイドラインを策定するなど準備が整った施設から再開することとした。市施設のうち指定管理者制度導入施設においては、休業期間中の利用料の減収を考慮し、施設運営に必要な経費を負担するなどの対応を講じた。今後、少人数の管理体制の中消毒等の対応が十分行えるのかが課題である。

#### ア. 文化施設

##### (1) 今回取った対応

- ・ 緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、4月21日から5月10日まで臨時休館を行った。5月11日以降、各施設で準備が整い次第、利用を再開した。
- ・ 施設の利用再開にあたり、各施設ごとに対応マニュアルを整備した。
- ・ 新型コロナウイルスを理由に取りやめる施設利用については、全額還付を行った。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 施設利用にあたっての注意事項については、ホームページやSNSで事前周知を行ったため、トラブルはほぼなく対応できた。
- ・ 消毒の徹底や利用者制限など再開後の利用対応の事前周知の徹底により、トラブルはほぼなく対応できた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・ 臨時休館等の対応に伴い、施設管理にかかる業務委託（清掃業務など）への影響が生じた。
- ・ 美術館のショップについては、スペースの問題から3密を回避することに苦慮した。
- ・ 収容人数の制限により入場料収入が減少し、公演やイベントを実施しても採算が取れなくなった。

##### (4) 今後必要な対応

- ・ 施設使用料の還付は、公演の準備期間を鑑みて、最低でも半年先までの利用について方針を定める必要がある。

#### イ. スポーツ施設

##### (1) 今回取った対応

- ・ 卓球クラスタが疑われた段階で、体育施設の利用を休止した。
- ・ 施設管理ガイドラインと事業者向けの利用上の注意事項を作成し、管理者と利用者に対して再開後の利用基準等を示した。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 早めの休止判断で感染拡大防止につながった。
- ・ ガイドラインにより再開後の対応が明確になった。

##### (3) 問題点とその原因

- ・ 公表から利用休止開始までの期間が短く、利用者への周知が不十分だったほか休館に係る予約者への対応に苦慮した。

##### (4) 今後必要な対応

- ・ 緊急な閉鎖の決定などについては指定管理者と連携して速やかな情報発信を行う。

#### ウ. 福祉施設（高齢者関連施設など）

##### (1) 今回取った対応

- ・ 高齢者関連施設や地域の茶の間にし利用自粛の呼びかけ、及び3月1日から5月31日までは施設の休館を行った。
- ・ 施設管理者向け、利用者向けのガイドラインを作成した。
- ・ 浴室定期利用券の延長、払い戻し対応をとった。

## (2) 有効であったものとその要因

- ・ 休館等の判断基準を同種施設に統一し混乱を避けた。
- ・ 対策本部会議の場で休館を決定することで、高齢者関連施設の休館が全市的な統一決定として認識された。
- ・ 他施設の複数のガイドラインを参考にするなど、実効性の高いガイドラインを作成することができた。
- ・ 休館の早い段階で浴室定期利用券の延長を決めたため、大きな混乱はなかった。
- ・ 自宅での健康づくりのため、「介護予防に取り組みましょう」のチラシを作成し周知した。

## (3) 問題点とその原因

- ・ 休業までに全庁的な会議の場で決定するというプロセスだったため、各区では決定から施設管理者への連絡や広報までの期間が短くなった。
- ・ 高齢者関連施設の構造自体が、狭く換気が難しい3密になっているため、運営上の工夫だけでは3密の解消が難しい。
- ・ 準備ができたところからの再開だったため、利用者が不公平だと感じる場合があった。
- ・ 感染収束の見通しが立たなかったため、3週間後を期日とする開催自粛（延長）通知を繰り返すこととなった。期日が近づくと再開に関する問い合わせが多くなった。

## (4) 今後必要な対応

- ・ 浴室定期利用券の延長、払い戻しの併用を行うなど今回の対応を整理し次に生かす。
- ・ 繰り返しの延長通知になってしまったことから、利用者目線に立った休業期間を設定する。

## エ. 子育て施設（児童館、子育て支援センターほか）

### (1) 今回取った対応

- ・ 他施設の再開方針も含めて情報提供を行うとともに、再開にあたっての対処方針、留意事項等に係る資料を市役所と施設間で共有した。
- ・ 病児・病後児保育施設の受入基準を設定し、通常どおりの開設を行った。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 保育園等と情報共有したことにより、スムーズに臨時休館の措置をとることができた。
- ・ 各施設と区、本庁間で情報交換を行い現場の実態把握に努めたことで、大きなトラブルもなく施設を再開することができた。
- ・ 施設の状況が異なることから準備ができた施設から順次休館、順次再開という段階的な方針を示し、現場の混乱を最小限とした。

### (3) 問題点とその原因

- ・ 3月の一斉休校の際は急な対応が必要となったため、周知が十分できず一部対応に混乱が生じた。
- ・ 4月の再開の際は、方針の決定から実施まで時間的な余裕が少なかったため、区や施設との情報共有が不十分なまま再開に向かうこととなり、感染拡大防止策等について質疑や確認が発生した。
- ・ 各施設の設置形態やサービス内容などが異なり、所管課においても個別の状況を把握できる職員がおらず、対応方針の決定が困難だった。
- ・ 病児施設の通常運営を継続したが、利用控え等による利用者減により大幅に運営費収入が減少した。

### (4) 今後必要な対応

- ・ 各区の状況を把握し、情報交換を十分図ったうえで、準備を進める。
- ・ 定期的な情報交換機会を設定する。
- ・ 病児施設の減少した収入の補填に加え、今後の運営形態や利用動向等を念頭に基本額等の見直しを検討する。

## オ. 公民館・図書館等

### (1) 今回取った対応

- ・ 県の要請を踏まえて、4月23日以降公民館および図書館・図書室の臨時休館を行った。

- ・再開に際し、利用者向け、施設管理者向けのガイドラインを作成し、周知を図った。
- ・図書館では段階的再開とし、事前に予約していた本の受け取りと新規の予約申込みから開始した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・市全体の方針や他部署の状況等を踏まえ方針を検討することができた。
- ・段階的に制限を緩和することで、混乱なく利用者に可能な限りサービスを提供することができた。
- ・ガイドラインを踏まえた対応により、利用者及び施設管理者の不安感軽減につながった。

#### (3) 問題点とその原因

- ・フェーズが日々変わる中で、市の方針決定から、類似及び複合施設を所管する区役所等との調整、利用者に周知するまでの期間が短かった。
- ・図書館では、臨時休館前に駆け込みの利用が多く、混み合うこととなった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・感染状況に応じたガイドラインの内容の変更と、それに伴う情報を利用者に迅速かつ確実に周知する方法を検討する。
- ・図書館においては、休館直前の混雑を避けることが難しいため、予め一定の周知期間を設けることや、誘導人員を手厚くする等、3密を防ぐ対策を検討する。

### カ. コミュニティ施設

#### (1) 今回取った対応

- ・一部貸室の利用中止から全面休館、業務再開へと、市内感染状況や国の緊急事態宣言など状況の変化に応じて対応した。
- ・再開に向け感染症対策の具体策などをまとめたガイドラインを作成した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・管理者と利用者の間でのトラブルを防ぐため、全面休館は必要かつ有効な措置であった。
- ・休館にあたって、他の類似施設と綿密に連絡を取り合うことで、市民の混乱を防いだ。
- ・ガイドラインを踏まえた対応により、利用者及び施設管理者の不安感軽減につながった。

#### (3) 問題点とその原因

- ・同種施設で内容をそろえるため、他部との連絡調整に労力を割く必要があった。
- ・自粛要請による利用団体対応に苦慮したほか、施設の種類により対応に差があるとの市民の声があった。
- ・休館期間の延長幅が短かったため、現場対応（利用予約の解除や外部委託の停止などの対応）に難しさがあった。
- ・管理者が少ないことで消毒作業など感染症予防対策の負担が大きい。

#### (4) 今後必要な対応

- ・専門家などの助言に基づいたガイドラインを策定し、運用を徹底する。
- ・施設管理の関係課による組織横断的な体制を構築する。
- ・感染症予防対策と通常運営が無理なく行える体制づくりへの支援を行う。
- ・利用者が、活動の方法を自ら考えて実施できるよう啓発を行う。

### キ. 公園等

#### (1) 今回取った対応

- ・公園における一部施設の使用を休止及び駐車場を閉鎖した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・地域外からの人の流れを抑えることができた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・各区（公園管理者）の判断の下で一部先行して使用休止措置を行うなど、市として統一された対応ではなかった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・関係各所管の情報共有と対応等のすり合わせを徹底する。

## ク. その他

### (1) 今回取った対応

- ・ 関係者会議などを通じ、多種多様な施設の休館情報の調整とりまとめを行った。
- ・ 指定管理者制度導入施設においては、休業期間中の利用料の減収を考慮し、施設運営に必要な経費を負担するなどの対応を講じた。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 情報共有することで同種施設における休館等の判断基準の統一化が図られたことにより、市民の混乱を最小限に抑えた。
- ・ 利用料の減収を考慮した費用負担を行う可能性がある旨を指定管理者へ速やかに情報提供し、減収額の積算を早期に指示することができた。
- ・ 市としての休館等に係る費用負担等について統一見解を示すことにより、各施設所管課と指定管理者の協議の円滑化を図ることができた。

## IV 経済、観光等への影響

### 《概要》

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やイベント中止などの影響により、飲食業や宿泊業を中心に売上が大きく減少したことに加えて、緊急事態宣言や休業要請によって、あらゆる業種の経営に影響が及ぶこととなった。「新しい生活様式」の実践・普及と経済活動の両立を目指すこととなるが、影響は長期間に及ぶことが予想されるため、ニーズを踏まえた息の長い支援が必要となる。併せて、感染症予防対策に関するガイドラインなどの情報を分かりやすく提供する必要がある。

「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急特別調査」（令和2年4月1日～10日新潟市 379社回答）

- 企業活動への影響について マイナスの影響があるまたは見込まれる 91.6%
- 企業活動への影響が大きい業種（マイナスの影響があると回答した割合）  
飲食サービス業 93.6% 宿泊業 87.5%

### ア. 経済

#### (1) 今回取った対応

- ・2月28日に市内中小企業の資金繰り支援を拡充したほか、4月24日専決、5月臨時会補正予算を通じ、経済、雇用を守る取り組みを行った。5月26日には「新潟市経済社会再興本部」を立ち上げ、経済の再興に向けた支援を開始した。
- ・国、県と連動し、休業要請等に合わせ、県の協力金に上乗せ支給を行った。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・緊急の景況調査を行うことで「営業時間短縮等協力金」などの的確な支援策構築につなげるとともに、県の休業等の協力要請に応じやすい環境を整えることにつなげた。
- ・官民が連携して、クラウドファンディングを活用し飲食店を支援するプロジェクトを立ち上げたことにより、飲食店の経営を下支えすることができた。
- ・商工団体と連携し、事業者が行う「新型コロナウイルス感染症対策推進宣言」のポスター等を提供する取組を実施し、新しい生活様式の実践と経済社会活動の再開・需要喚起を図った。

#### (3) 問題点とその原因

- ・支援策をスピーディーに実施する中で、周知に十分な期間を設けることができなかった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・関係機関と連携し、支援策を講じていくとともに、Twitterを含むSNSやホームページなどを通じて周知を図る。

### イ. 観光

#### (1) 今回取った対応

- ・外出自粛や県をまたぐ移動の自粛で大きな影響があった観光分野の状況を把握するため、緊急景況調査に加え、岩室温泉観光協会及び宿泊業界に対して個別に情報収集及びニーズの聞き取りを行った。
- ・把握した情報及びニーズを基に、岩室温泉・田ノ浦温泉を支援するあんしん宿泊割引プラン事業及び通勤機会縮減に取り組む市内企業支援事業の創設に結び付けた。（5月臨時補正）

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・あんしん宿泊割引プランは、「市民限定」にしたことで市民の安心感を得られ、受付1週間で1,600人を超える申し込みとなった。
- ・通勤機会縮減に取り組む企業支援は6月からの開始であり、事業の有効性や課題点については今後の把握となる。

#### (3) 問題点とその原因

- ・観光関連業界と情報交換等を定期的に行う重要性を認識した。
- ・県をまたぐ移動の自粛やその段階的な緩和、その時々旅行者の観光マインドを感染症の拡大・収束状況と合わせ把握し、対応していく必要があると感じた。

#### (4) 今後必要な対応

- ・あんしん宿泊割引プランは募集枠を拡充し、市民の要望に応える。
- ・情報収集は、感染症の拡大・収束状況や国の方針等を把握しながら継続して行い、旅行者の安心感につながる感染症対策や「新しい生活様式」への対応として「新しい観光スタイル」を示すことを含め必要な施策を時機を逃さず実施する。

## ウ. 農業

### (1) 今回取った対応

- ・ イベント等の減少の影響で花卉花木などの需要が落ち込んだため、新潟市版花いっぱいプロジェクトを実施した。
- ・ SNSを活用した食と花のPRを行った。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 事業によりチューリップ等の全市的な消費喚起の契機となり、需要減少に歯止めをかけた。
- ・ 感染拡大に配慮しながら食と花をPRできた。

### (3) 問題点とその原因

- ・ 準備期間が限られた中でのプロジェクト実施のため、JA・学校・JR等関係者との緊密な連携に難しさがあった。
- ・ 情報発信頻度が少なかった。

### (4) 今後必要な対応

- ・ 関係団体と緊密に情報を共有する。
- ・ SNSを活用し、情報発信を強化する。

## エ. 社会経済活動の再興に向けて

### (1) 今回取った対応

- ・ 国の緊急事態宣言が解除された翌日の5月26日に新潟市経済社会再興本部を立ち上げ、感染収束期における経済社会の再興に向けた取り組みを開始した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 機動的な体制とすることで、前例にとられない施策構築を可能とした。
- ・ 業界団体との意見交換などを通じ、実効性の高い経済対策の構築につなげる体制とした。

### (3) 今後必要な対応

- ・ 意見交換等を通じ、適時適切な支援を継続する。



## 第2章 対応状況と成果・課題

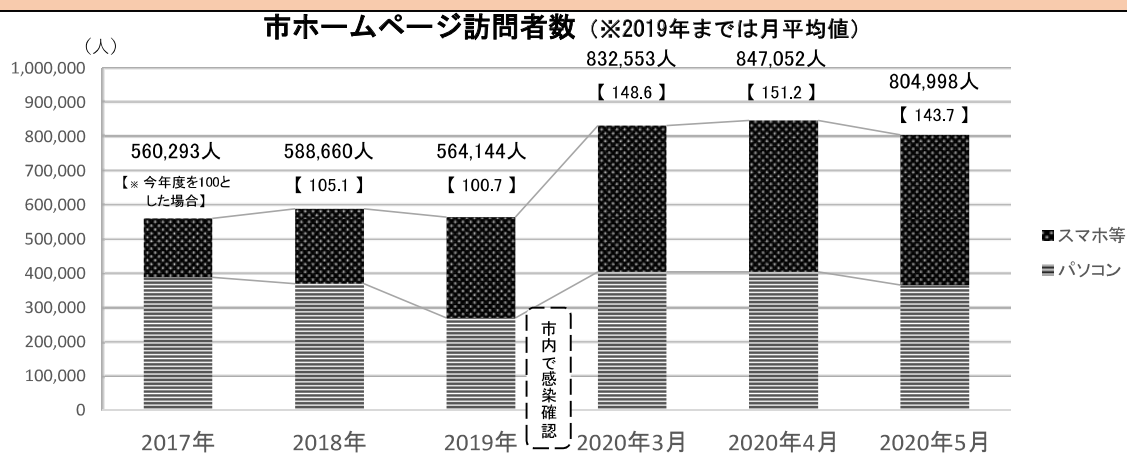
### 3. 市民への広報・情報提供のあり方

#### I 新型コロナウイルス関連情報の提供

##### 《概要》

ホームページでは子ども、妊婦、高齢者などターゲット別にページの作成を行い、市民へ分かりやすい注意喚起に努めるとともに、市報にいがた・テレビ・ラジオなどからプッシュ的に情報伝達を行った。また市内での患者発生を受けて緊急市長記者会見を開催したことにより、身近なところに感染の危険があるという市民の意識醸成につながった。

常に発行している市報にいがたに加えSNSを活用した情報発信として「新型コロナ情報 Twitter」を新たに立ち上げ、コロナに特化した情報を各部署から配信することでスピード感を持った情報提供につなげている。



#### ア. 市ホームページによる情報提供

##### (1) 今回取った対応

- ・国内で初めて感染者が確認されたことを受け、1月21日に新型コロナウイルス感染症に関するページを立ち上げた。
- ・2月29日、本市で初の感染が確認された情報をホームページやFacebookで発信した。
- ・3月3日、情報発信にあたり、感染症担当課が行っているホームページ更新作業を広報課を主体とする作業体制とした。
- ・3月19日、新型コロナウイルス感染症に関するページを大幅にリニューアルした。子どもや高齢者など対象者別に情報を集約し、フローチャートなど図を積極的に用いて再構成した。
- ・対策本部会議で決定した対応方針のほか、陽性患者や濃厚接触者の数など市内の感染状況についての資料を掲載した。
- ・市民に伝えるべき重要な内容を市長メッセージとして掲載した。
- ・市内での感染確認とともに市体育館等の公共施設の休館や市主催のイベント等の中止が相次いだことから、それらの情報を集約しホームページで公開した。
- ・帰国者・接触者相談センターなど、市民向けの問い合わせ先を一覧にまとめて掲載した。
- ・外国籍市民向けとして新型コロナウイルス感染症に関連する情報を英語や中国語に翻訳したり、やさしい日本語で表現し、ホームページ等で周知した。
- ・マスクや消毒液など、市民のほか企業、団体からの多数の寄附をホームページを通じてお伝えした。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・ホームページ業務を統括する広報担当課において、感染症担当課から情報を受け取りホームページ更新作業を行うようにしたことで、迅速な情報発信や、感染症担当課の業務負担軽減につながった。
- ・子どもや高齢者、妊婦など情報を伝えたい対象者ごとに情報をまとめたり、症状別の対応方法や連絡先を掲載したフローチャートなどの図を多く用いることで、必要な情報を探しにくいなどの苦情が減少した。

##### (3) 問題点とその原因

- ・市内で感染が初めて確認されされた後も、感染症担当課がホームページ更新作業を続けたことで、更新作業が滞ることがあった。
- ・感染拡大に伴い、国から膨大な関係通知が届くようになったことで、市民へ伝えるべき情報を選び出し掲載する作業に時間を要した。
- ・イベントや公共施設の中止・休館等の情報をまとめ発信する際、報告させるべきイベント等の規模・要件を定めず各部局に依頼したため、報告漏れが散見された。

#### (4) 今後必要な対応

- ・危機事象発生時における災害対応体制の再確認する。
- ・感染拡大とともに業務量が増加し情報発信が難しくなっても、日常業務を遂行しつつ、適時的確に情報を発信していくことができる体制づくりが必要である。
- ・市民へ必要な情報や内容をにすばやく、確実に届けるため、日頃から分かりやすさを意識したホームページ作成が必要である。（障がいのある方や外国籍の方なども含めアクセシビリティを意識）
- ・全庁からの情報集約を確実にを行うため、集約が必要になる情報ごとの定義やルールを明確化する。

### イ. さまざまな媒体を活用した広報の実施

#### a. 広報媒体活用全般

##### (1) 今回取った対応

- ・情報発信には市報にいがたやチラシなどの紙面のほか、テレビやラジオ（地域FM局含む）、FacebookやTwitterなどのSNS、YouTubeでの動画配信、電子メール、Yahoo!防災速報など、様々な媒体を使用した。
- ・市民により身近な区においても、区役所だよりや区ホームページなどを活用し、感染予防対策や新しい生活様式、特殊詐欺への注意喚起などを重ねて実施した。
- ・感染拡大防止のため、自治会等への配布・回覧物を自粛した。配布等を行う場合は新型コロナウイルスに関連した情報やより緊急性の高い情報に限定した。
- ・市内での初めての感染確認を受け、FM新津の放送を通じて市長から区民への呼び掛けを生放送するとともに、区長からのメッセージを複数回放送した。
- ・外出自粛や休業等が長期化する中、生活不安やストレスを起因とするDV被害の増加が懸念されたため、被害に遭った際の相談先を市報にいがたやラジオ等を通して周知した。
- ・感染拡大の要因として無症状の若い方々の行動が指摘されていたことから、市内に14ある大学・短大などに対し、学生への外出自粛等の呼び掛けの協力を要請した。併せて、市長が新潟大学学長等を訪問し、直接要請を行った。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・受動的に情報を受け取るテレビ・ラジオに加え、情報を必要とする方が自ら探すことができるホームページ、情報発信の迅速性・拡散性に優れたSNSなど、様々な特徴を持つ媒体を組み合わせることで、情報を届けたい対象者の範囲が広がった。
- ・地域回覧等の自粛は人との接触機会を減らし、地域住民の不安を和らげることができた。
- ・区民に馴染み深い地域FM局の生放送で市長が直接区民に注意喚起を行ったことは、区民から注目を集めた。
- ・感染が急拡大している時期に大学等へ直接働きかけたことで、市から情報を届けることが難しい学生へさらなる注意喚起を促すことができた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・すべての市民に情報が行き届くようにするため、様々な広報媒体を駆使して、繰り返しの情報発信を行う必要がある。
- ・地域での回覧等の自粛は、高齢者など地域の方へお知らせしたい情報の提供手段を狭めてしまう。

##### (4) 今後必要な対応

- ・市報にいがたをはじめ、ホームページやSNSなど様々な広報媒体を駆使して、繰り返しの情報発信を行う。

- ・自粛を行わざる得ない場合などにおいて、情報入手を回覧に頼っている方への、回覧以外の情報伝達手段を検討する。（電子媒体を代替手段とするのならIT機器の普及や操作に不慣れな方への活用実習など）
- ・テレワークでも自宅から情報発信できる環境の整備や、分散勤務で情報発信に人員が割けないときでも他課から支援を受けることができる体制づくりを検討する。
- ・対策本部と施設所管課の連携を強化するなど、情報発信後の市民からの問い合わせにしっかりと対応できる体制づくりを検討する。
- ・新型コロナ収束と社会や経済の再興が進むにつれ、新型コロナ関連施策を平時の一般施策として発信していく時期が訪れることを踏まえた、フェーズ転換時期のシミュレーションの実施が必要である。

## b. 広報紙、チラシ等の配布・情報掲示

### (1) 今回取った対応

- ・市内で相次ぎ感染が確認され始めた3月中旬、咳エチケットや手洗いなど感染拡大防止の啓発のため市報にいがた臨時号を作成し、3月22日に発行した。
- ・市報にいがたでは、5月3日より第1面を新型コロナ特集とし、相談先や感染予防対策、緊急経済対策等の情報を掲載した。
- ・北区内で陽性患者が急増した際、区では区内の現状を伝え不要不急の外出自粛を求めるチラシを作成し、新聞折込により配布した。さらに、「新しい生活様式」を分かりやすく掲載したチラシを作成し、自治会を通じて全戸配布した。
- ・区役所では、感染予防のためのポスターを、区民がよく目にする正面玄関や待合スペース、トイレなどに掲示したり、窓口で配布したりして周知・啓発を行った。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・市報にいがた臨時号は、市内の現状を的確に捉え作成・配布し、感染拡大期に感染予防の啓発・徹底につなげた。
- ・市報にいがた第1面に新型コロナ関連情報を集約することで、緊急経済対策等の訴求効果を高めるとともに、保存にも適した紙面構成とすることができた。
- ・北区では、区内の陽性患者の増加の状況を注視し、区民の新型コロナへの関心が高まっている時期に迅速にチラシを作成・配布したことで、区民の現状認識や感染拡大予防の啓発につながった。

### (3) 問題点とその原因

- ・市報にいがたは校了から発行まで10日程度要し、即時発行が困難である。市民の感染症への関心が高まっていた時期に伝えたい最新情報の掲載が間に合わず、別途、臨時号を発行して対応することとなった。
- ・北区でチラシの全戸配布を自治会に依頼した時、自治会ごとに全戸配布されるまでの時間に差が見られた。

### (4) 今後必要な対応

- ・市報にいがたや区役所だよりだけではすべての市民に情報が伝わるわけではないことを意識した、様々な媒体を組み合わせた広報の実施が必要である。
- ・市報にいがたのような紙面は手元に保存することができ、IT機器に不慣れな方にも適した媒体であることから、危機事象発生時にその特徴を最大限活かせる活用方法を検討する。
- ・各所属と広報担当課との間の伝達錯誤で情報の掲載漏れが生じないよう、広報担当課での各種報道資料や国・県のホームページ、議会情報など日頃の最新情報を把握する。
- ・市民への周知徹底・理解促進には、チラシ1回の配布をもって良しとせず、テレビやラジオなど感染拡大の状況に応じて様々な広報媒体を活用し、繰り返し周知する取り組みの実施が必要である。

## c. SNSの活用、動画の配信

### (1) 今回取った対応

- ・当初、危機管理防災局が開設していた防災Twitterで感染情報等を発信していたが、新型コロナ関連情報の専用発信ツールとして新たに「新型コロナ情報Twitter」を立ち上げた。

- ・市長が市民に直接感染拡大防止を呼び掛ける動画を作成し、YouTubeで公開した。

## (2) 有効であったものとその要因

- ・新型コロナ情報Twitterは、投稿ルールを最小限なものとし、組織横断的に情報発信が必要な課がいつでも直接発信できるようにしたことで、様々な情報がタイムリーに発信されている。
- ・市長のYouTube動画では、検体採取やPCR検査などの様子を収録することで、検査体制など市の取り組みを分かりやすく伝えることができ、感染拡大防止の一層の啓発につながった。

## (3) 問題点とその原因

- ・市長のYouTube動画の作成は、スピード感が求められ、効果的な内容に編集するには十分な時間が必要となる。

## (4) 今後必要な対応

- ・SNSそれぞれの特徴を活かした活用方法、活用の拡大などの検討が必要である。
- ・市民へメッセージを伝えるためYouTubeで動画配信したことは一定の効果があったことから、さらに多くの方々から視聴してもらうことができるよう、動画のより効果的な活用方法の検討が必要である。

## d. 防災無線、広報車等による呼び掛け

### (1) 今回取った対応

- ・大型連休中、防災無線で不要不急の外出を控えるよう呼び掛けを行った。
- ・区バス利用者に対する情報提供として、区バス車内に感染拡大防止対策に関するポスター等を掲示した。
- ・庁舎を訪れている市民の方々への啓発として、館内放送で咳エチケットや3密の回避など感染予防対策の呼び掛けを実施した。
- ・区役所では、緊急事態宣言の全国への拡大直後、広報車で駅周辺など人の出入りが多い場所や住宅街を巡回し、不要不急の外出自粛や特殊詐欺への注意などを呼び掛けた。併せて、県から休業要請のあったパチンコ店やカラオケ店の営業状況、公園の人出などを確認した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・市民への呼び掛けに防災無線を使用することで、緊急性がある情報との市民理解や意識付けにつながった。
- ・広報車で人の出入りの多い場所に出向き、直接感染拡大防止を呼び掛けたことは、ホームページやTwitter等での情報発信を補完し、さらなる周知につながったと考えている。

### (3) 問題点とその原因

- ・広報車で市民への呼び掛けは移動しながら行うため、地域によっては聞こえない等の意見が寄せられた。広報内容文が長すぎたことが一因とも考えられる。その後は短文による広報に努めた。

### (4) 今後必要な対応

- ・広報車で周知を行う際の文案の検討は、移動しながら行うことを念頭に要点を絞って作成する必要がある。
- ・広報車のルートについて、各地域を網羅し十分な広報を行えるよう、新型コロナ以外で日常的に巡回しているルートとは別に検討する必要がある。

## ウ. 記者会見での情報発信

### (1) 今回取った対応

- ・市内での感染確認を受け、市民へ情報提供を行うため、市長による記者会見および関係部長等による記者説明会を開催した。
- ・市内の感染確認から半月が過ぎ、マスコミ各社の関心が患者の行動歴や複雑な感染経路に寄せられていたことから、保健衛生部長および危機管理防災局長を中心とした記者説明会のみの開催することとした。

- ・ 市政記者クラブより陽性判明後速やかな事実公表、1日複数回の記者説明会の開催による迅速な情報提供を求められたため、3月16日より毎日午後1時より記者説明会を定期開催することとした。
- ・ 情報提供に当たり迅速性・正確性の確保と持続性を両立するため、3月末より記者説明会を週2回（火・木曜）の定期開催とし、緊急時は随時開催することとした。
- ・ 市内の感染状況が落ち着いてきたため、6月以降の記者説明会は定期開催の回数を見直すこととした。
- ・ ドライブスルー方式による検体採取について問い合わせが多数寄せられたことから、保健所で撮影した検体採取の写真を参考提供のほか、人員体制や必要とする用具、具体的な採取方法を記載した手順書を報道機関に参考配布した。

## **(2) 有効であったものとその要因**

- ・ 感染確認当初、市内での患者発生という重大事象を市長自らが市民に向けて発信し、市内でも感染の危険性があると警鐘を鳴らし続けたことで、市民の関心をより強く引き付けることができた。
- ・ 感染確認後、まずは市長から市民へ現状を分かりやすく伝えるとともに、行動履歴などより詳細な情報は別途、関係部長や保健所長等が出席する記者説明会を行ったことで、市民へのメッセージ発信、陽性患者に関する詳細な情報提供という役割分担ができた。
- ・ 関係部長等による記者説明会を決まった曜日・時間に開催することとしたことで、報道機関に対して情報提供環境の質を確保したまま、職員の業務能率の確保につながった。
- ・ 感染拡大防止につながる情報について、患者のプライバシーに配慮しながら最大限提供に努めた。

## **(3) 問題点とその原因**

- ・ 判明したPCR検査の結果を報道機関に第一報として伝え、報道各社はその事実を速報した。その結果、保健所では、記者説明会で患者の状況が公表されるまでの間、市民からの問い合わせに具体的な回答ができず、対応に苦慮した。
- ・ 感染拡大当初において、情報公開の迅速性を重視したため、公開範囲及び根拠の整理が十分でないまま会見に臨んだことがあった。
- ・ 保健所での検体採取現場の取材については、報道機関へは繰り返し市民のプライバシーへの配慮を求めたが、意図が十分に伝わらず、一部の報道機関により撮影され、報道された。
- ・ 問い合わせが多かったドライブスルー方式による検体採取方法について、資料にまとめ報道機関へ文書で配布した。このため、テレビ局からは動画も用意してほしいと求められた。
- ・ 記者説明会での手話通訳の要望があったが、突発的な開催に対応できる体制づくりが困難であったため、実現できなかった。

## **(4) 今後必要な対応**

- ・ 患者情報の公表に当たり、公表しない場合の基本方針をあらかじめ協議しておくこと。
- ・ 毎日決まった時刻に説明会を開催するようにするなど、緊急時の情報提供体制の仕組みづくりが必要である。
- ・ 患者・濃厚接触者のプライバシー保護に関する理解促進が必要である。
- ・ 新聞やテレビ局など、それぞれの報道スタイルに適した情報提供の在り方を検討する。
- ・ 庁内外の手話通訳ができる方々を活用した会見等開催の体制づくりが必要である。

## II 風評被害の防止

### 《概要》

陽性患者個人のプライバシー保護及び陽性患者が利用した店舗等への風評被害について、記者説明の際報道に丁寧に説明し広く理解を得られたが、一部において憶測による誹謗中傷などがあり、感染症に関する理解が市民全体に浸透しない課題が残った。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 陽性患者個人のプライバシー保護に加え、陽性患者の利用した店舗などへの風評被害を最小限なものとするため、店舗名公表などに際しては事前に事業者と密に連絡を取るとともに、記者説明会等で丁寧に説明を行うなど、公表後の状況を想定し準備した。
- ・ 感染拡大が進む中、医療や学校、保育現場などでは肉体的・精神的負担が一層増加していた。また、医療従事者などへの差別・偏見も顕在化していたことを踏まえ、これまでの尽力に対する謝意とさらなる取り組みの継続のため、市長からメッセージを送付した。(市内約4,000施設)

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 公表の対象となった事業者に対し市の方針を丁寧に説明したことで、理解・協力を得ることができた。併せて、記者説明会では公表する情報の内容や意味、情報を取り扱う際の留意点などを丁寧に説明することで、広く理解を得ることができた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 情報を公表する意味などを丁寧に説明してもなお、医療従事者やその家族に対して保育園の登園拒否、タクシーの乗車拒否など、一部において憶測による誹謗中傷が社会問題化するなど、感染症に関する正しい理解が市民全体に十分浸透しなかった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響は当面続くことを十分に想定し、庁内関係課と連携を密にし、必要な情報を分かりやすく提供できるよう内容の整理や提供方法などを検討するとともに、市民の不安を解消するための感染症に関する正しい知識の一層の普及が必要である。

## 第2章 対応状況と成果・課題

### 4. 行政のあり方

#### I 対応体制

##### 《概要》

関係者会議や対策本部会議等を適時適切に開催し、庁内における情報共有及び意思決定を迅速に行った。会議においてはウェブ会議システムの積極的活用により密集防止を図ったが、円滑な意思疎通を図るため、操作の更なる習熟が必要となる。  
災害時の避難所における感染症対策を整備するため、感染防止対策の職員・市民への周知、新たな避難施設確保による密集の防止、感染防止に係る物資の配備を実施した。  
本市財政は基盤強化が必要な状況だが、今回の危機的状況において機動的対応ができるよう、財政調整基金を取り崩し補正予算の財源として活用した。  
市議会に対しては、休日を含めて報道発表資料を迅速に送付し、情報提供を行った。

#### ア. 情報共有

##### (1) 今回取った対応

- ・市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有に努めるとともに、学校や施設の休業等を決定する場として機能した。(5月31日時点：17回開催)
- ・主要部長等から構成される関係者会議を設置し、感染者の情報共有やデータ分析、他都市の状況把握に努めるとともに、状況を踏まえた学校や施設の休業等の方向性を検討した。また、感染症の専門家を招き、新型コロナウイルスの特徴や防御方法の習得、世界や日本の感染状況などの報告を受け、これらを踏まえた対策などの検討を行った。(5月31日時点：98回開催)
- ・本庁舎に保健衛生部の臨時執務室を設置し情報共有体制を強化した。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・関係者会議を必要に応じその都度開催したことで、各部署長が現状や方向性をタイムリーに共有することができ、市長・副市長からの指示により迅速に対応することができた。
- ・他分野にわたる情報共有ができたことで、施設の休止・再開など市全体の対応の統一を図ることができた。
- ・各種会議においてウェブ会議システムを活用することにより、3密を回避することができた。
- ・秘書課内に執務室を設けたことで、保健衛生部が効率的に業務を行うことができた。

##### (3) 問題点とその原因

- ・国、県の対策本部会議等で示される情報をもとに検討する場面も多かったため、速やかな意思決定のための関係課との事前調整が重要であった。
- ・急遽開催する場合も多かったため本部員への開催連絡に時間を要した。

##### (4) 今後必要な対応

- ・関係者会議に係る要綱等を策定し、会議の意義、開催の目的等を明確化するとともに、庁内への共有体制も整える。
- ・今後も感染状況を注視するとともに庁内の連絡体制を確保し、各種会議の開催により情報を共有し、早期の対応を行う。
- ・ウェブ会議システムの操作ルールを各拠点に再度周知徹底する。今後、ウェブ会議システムの更新を控えていることから、接続性の高い新システムを導入する。

#### イ. 職員体制

##### (1) 今回取った対応

- ・保健衛生部や危機管理防災局、経済部等、業務量が増加した部局の職員を増員した。
- ・帰国者・接触者相談センターの電話対応を行う職員の応援体制を構築し、電話回線や設置場所を整備した。
- ・消防局では、職員や家族の感染によって勤務人員の確保が困難になった場合の災害対応部隊の勤務体制計画を策定した。また、消防の中核である指令業務の継続のため、経験職員から人選し、研修を実施した。

##### (2) 有効であったものとその要因

- ・職員増員により、個々の職員の負担軽減につながるとともに、重点業務に取り組む体制を強化した。
- ・帰国者・接触者相談センターの負担軽減につながるとともに、多くの職員が新型コロナウイルス感染症対策の知識を取得することができた。
- ・職員や家族が感染することをあらかじめ想定しておくことで、混乱を未然に防止し、現場対応に影響を及ぼさないために有効である。

### (3) 問題点とその原因

- ・応援職員が、業務に関する知識や類似の事象に対する過去の経験があるとなお、増員体制の効果が大きくなる。
- ・帰国者・接触者相談センターにおいて、ハード面の対応が遅れ、相談件数の増減に対応した相談体制の拡大・縮小が迅速にできなかった。

### (4) 今後必要な対応

- ・より効果的な職員増員体制を構築できるよう、受援側の所属が応援職員を指名できる仕組みづくりを検討する。
- ・帰国者・接触者相談センター設置時の電話回線やその設置場所は整備できたので、今後は迅速に対応できる。

## ウ. 災害対応への備え

### (1) 今回取った対応

- ・自然災害発生時の避難所運営における感染防止の対応を、避難所運営に関わる施設管理者、避難所指名職員、避難所担当職員へ周知した。
- ・災害時の避難行動について、ホームページへの掲載、にいがた防災メール及びTwitterにより市民に周知した。
- ・指定避難所ではない公共施設（公民館等）を補助避難所として確保した。
- ・感染予防に係る物品を避難所運営用として各避難所に配備した。
- ・感染状況に応じた防災訓練の自粛要請等対応を自主防災組織へ依頼した。
- ・消防団活動については、感染防止のため、各種訓練・行事を自粛したが、災害対応は万全に期した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・発災前に検討を要する事項と発災時の対応について、事前に通知できた。
- ・コロナ禍における避難所開設時において、避難所内が密状態にならないよう、避難者を収容できる施設を新たに確保できた。
- ・避難所への配備が不十分であった感染症対策用物品の一部について、出水期前に配備した。

### (3) 問題点とその原因

- ・補助避難所を担当する職員の確保に苦慮した。

### (4) 今後必要な対応

- ・例年各区で実施している避難所運営体制連絡会において、感染症対策を新たな課題として取り上げ、平時から避難所関係者に感染症対策の意識付けを行う。
- ・避難所に配備した物品の保存期限の管理を徹底することが必要である。
- ・感染症対策用として必要な他物品を速やかに確保する。

## エ. 予算

### (1) 今回取った対応

- ・必要な対応を行うため、財政調整基金の積み増し目標を一旦停止の上取り崩し、補正予算の財源として活用した。
- ・感染症対策と緊急経済対策に必要な補正予算を編成した。
- ・新型コロナウイルス感染症とその影響に対策を講じていくための財源を積み立てる基金を創設した。ふるさと納税の枠組みなどを活用して、市内外へ同基金へ寄附を呼び掛けた。

### (2) 有効であったものとその要因



- ・基金を積み増し、財政基盤を強化しなければならない財政状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症によって、経済、社会に甚大な影響が生じていることから、基金を取り崩し、この危機的な状況に機動的に対応していく姿勢を示した。
- ・予備費執行、市長専決補正、5月臨時会と必要な施策を関係課と協議しながら迅速に対応した。
- ・基金の創設により、市内法人や個人から寄附の申出を受けた。

### (3) 問題点とその原因

- ・国からの財源を最大限活用しながら、議会との関係を念頭に、限られた情報と日程の中で予算編成作業を進める必要がある。

### (4) 今後必要な対応

- ・経済、社会状況を踏まえ、国や県の予算に関する情報を積極的に収集しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るべく、予算を編成していく。
- ・経済社会再興本部などを通じて、ニーズを捉えた効果的な施策を機動的に講じていく。

## オ. 市議会

### (1) 今回取った対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料等を、議会事務局を通じてFAX等により速やかに全議員へ提供した。
- ・全員協議会を開催し、議員への情報提供を行った。
- ・5月臨時会本会議、全員協議会での執行部出席者を最小限とした。

#### 【議会側の対応】

- ・2月定例会の一般質問（3月3日～3月6日）を中止した。
- ・会議室等の換気、手指消毒、マスクの着用、会場変更、傍聴自粛等の感染防止対策を実施した。（5月1日～）
- ・第15回（令和2年度第1回）新潟市議会議会報告会（5月17日）を中止した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・関係課との連絡体制を構築したことにより、休日も含めて迅速な対応を行い、感染発生や行動履歴、施設・学校などの休業など、緊急性の高い情報について迅速に議員へ提供できた。
- ・本会議・全員協議会の参加者を限定したことにより、密集状態を緩和できた。
- ・一般質問の中止により、新型コロナ関連業務を優先することができた。
- ・不特定多数が集まる議会報告会の中止により、感染拡大防止が図られた。

### (3) 今後必要な対応

- ・感染状況を注視しながら注意喚起を適切に行い、市議会における感染予防対策に継続的に取り組む。

## II 市役所業務体制

### 《概要》

在宅勤務、時差出勤、自転車通勤の活用、公私を問わない市内・市外との往来禁止及び自粛等、職場における感染防止対策を推進した。在宅勤務においては、アンケート調査を実施の上、通常運用に向けた制度設計や設備導入の検討を進める。

感染症対応を優先するにあたっての業務内容の見直しや、継続すべき業務の確認を行うなど、感染症対策と通常業務の両立を図った。

### ア. 感染防止対策

#### (1) 今回取った対応

- ・在宅勤務の積極的な活用、時差勤務の徹底、自転車通勤の活用等、出勤に伴う感染リスクの低減に取り組んだ。
- ・職員の公務出張及び公私を問わない他県への往来の禁止や自粛を行った。
- ・会議室やミーティングスペースの一部を利用し、分散して勤務ができるよう必要な環境を整備した。
- ・来庁者が入場時に手指を消毒できるように消毒液を設置した。
- ・清掃業者に依頼し、共用部の手が触れる部分について清掃時に消毒作業を実施した。
- ・窓口に飛沫防止パネル（フィルム）を設置したほか、待合椅子の使用制限や床に足形シールを貼付した。
- ・庁内放送を定期的に行い、手洗い、咳エチケットや3密を避けるなどの感染防止対策を周知した。
- ・公用車（総務課）に消毒液を設置した。公用バス使用後は車内消毒を実施するとともに、バス運転席周囲に飛散防止フィルムを設置した。また、バス乗車利用時の感染予防対策に関し周知した。
- ・職員向けの啓発文書により、注意喚起及び意識向上を図った。
- ・東京事務所ではタブレットを貸与し、在宅勤務を実施した。
- ・職員本人・親族の発熱や、学校の臨時休校等に伴う子の世話により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に特別休暇を取得できる取り扱いとした。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・在宅勤務については最大2割程度の削減率であったが、出勤する場合も時差勤務の活用や執務室以外の会議室等で分散勤務を行い、3密を極力避けることができた。
- ・情報系パソコンの持ち出しに係る運用手続きを簡素化し、在宅勤務を推進した。
- ・分散勤務を進めることで所属内で感染が発生しても感染拡大が抑えられ、業務が継続できるなど、感染した場合のリスクを低下させることができた。
- ・消毒液の設置、共用部分の消毒、飛沫防止パネル（フィルム）の設置等により、感染リスクの低減につながった。
- ・特別休暇の取り扱いにより、感染疑いがある職員の出勤を削減し、感染拡大を防止するとともに、学校等の臨時休校措置に対し、同措置の円滑な遂行に寄与することができた。

#### (3) 問題点とその原因

- ・在宅勤務の実施率が所属によってまちまちであり、庁内ネットワーク等の業務環境確保や業務実績の評価等、実施にあたっての課題が浮き彫りになった。
- ・早期の段階でアルコール消毒液が入手不可能となり、代替の消毒液（次亜塩素酸水）に一時変更した。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染可能性があるケースとそうでないケースの区別が難しく、職員による特別休暇取得の可否について判断に迷う場合があった。

#### (4) 今後必要な対応

- ・今後、在宅勤務実施者を対象にアンケート調査を行い、在宅勤務の通常運用に向けた制度設計や設備導入の検討を行う。
- ・消毒液は、消費期限を把握の上、必要となる量をあらかじめ確保しておく。
- ・セキュリティ上問題のない執務室等は扉を開けたままにしておく、体で押して開閉できる扉等への変更するなど、ドアノブの消毒作業削減につながる取組を検討する。

- ・職員において感染の心配がある場合には、医療機関の受診や帰国者・接触者相談センターへの相談を促し、感染可能性を確認するように職員に促した。

## イ. 業務体制

### (1) 今回取った対応

- ・新型コロナウイルス感染症に係る業務を優先的に遂行するため、業務内容を見直した。
- ・庁舎・施設内で感染者が発生した場合の対応を決定し、周知した。
- ・所属職員は自宅待機が必要となり、限られた人員で対応が必要になった場合を想定し、継続すべき業務を確認した。
- ・市内で感染が初めて確認されて以降、市民からの患者に関する問い合わせや、市の感染症への対応に関する苦情、要望等が急増したため、全庁で対応した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・優先すべき業務へ、適切に人員を充てることができた。
- ・施設ごとに感染者が発生した場合の対応をあらかじめ想定しておくことで、迅速に対応し、感染拡大を防止することができる。
- ・継続すべき業務を所属内で再確認することができた。
- ・保健衛生部では、感染症担当課に寄せられる電話を部内の他の課の職員が対応することで、感染症担当課職員を濃厚接触者の把握などの職務に専念させることができた。

### (3) 問題点とその原因

- ・平常業務をどれくらいの割合で進めていくのかの判断が難しい。
- ・職員に感染が発生した場合の代替執務室や立入禁止エリアの設定について、迅速な調整が困難である。
- ・感染拡大当初、庁内の様々な課に問い合わせが殺到し、患者の個人情報を問われたり専門知識が不足し明確な回答に窮するなど、対応に苦慮する場面が多々あった。また、感染症担当課に転送したり、内部連絡を取ろうとしたりしても、電話がパンク状態でつながらなかった。

### (4) 今後必要な対応

- ・応援体制を速やかに構築できる体制を継続し、感染症対策に重点的に取り組む。
- ・不要不急な問い合わせの自粛や個人情報については回答しないことなど、危機事象発生時の冷静な行動を市民に繰り返し呼び掛ける広報体制の検討が必要である。

## ウ. 保育料、水道料金等の扱い

### (1) 今回取った対応

- ・登園自粛要請期間における保育料等を減額した。
- ・各種施設において、既に入金済みだった予約分の施設使用料を返金した。
- ・各種税の申告・納付期限等を延長した。
- ・上下水道料金の納付期限を延長し、給水停止を保留した。

### (2) 有効であったものとその要因

- ・返金対象期間を12月末としていることなどをプレスリリースやホームページで広く周知した。
- ・ホームページやチラシを区役所や商工団体等へ配布し広く周知した。

### (3) 問題点とその原因

- ・感染動向が読めず、財政影響額の算定が困難であった。

### (4) 今後必要な対応

- ・実績に基づく影響額の算定、関係部局との調整が必要である。
- ・窓口の混雑を避けるため、郵送申告を推奨する等の対応を行う。

## エ. 職員採用

### (1) 今回取った対応

- ・3月開催の本市職員採用説明会を中止した。
- ・例年、新潟・東京の2会場で実施している採用試験について、首都圏の感染状況及び直前に中止した場合の影響を考慮し、新潟会場のみとした。

**(2) 有効であったものとその要因**

- ・説明会の代わりにホームページを活用し情報提供に努めた。
- ・新潟会場については早い段階で会場確保に努め、3密対策を図ることができた。

**(3) 問題点とその原因**

- ・採用試験については移動経費により、首都圏在住者が本市受験を見送った可能性がある。

**(4) 今後必要な対応**

- ・ウェブによる説明会や面接を検討する。

**オ. 特別定額給付金支給事務**

オンライン申請の受付開始（5月11日～）  
特別定額給付金センター、専用コールセンターの開設（5月18日）  
郵送申請書類の発送（5月22日～）

**(1) 今回取った対応**

- ・事業の概要やスケジュールについて報道発表や市長会見、Twitterなど様々な機会を捉え広報した。
- ・生活困窮世帯に向けた申請書の先行配布を行った。
- ・郵送申請に先立ちオンライン申請を開始した。
- ・専門で事務を行う特別定額給付金センター、専用コールセンターを開設した。

**(2) 有効であったものとその要因**

- ・記者会見で郵送申請を推奨したことで、報道等に取り上げられ、効率的な周知につながった。
- ・生活困窮世帯への対応をいち早く行うことができた。
- ・オンライン申請の受付時期を早めて5月中に支給を開始したほか、郵送申請も事業者との調整を重ね、発想を早めることで、5月中の支給開始ができた。
- ・コールセンター設置で市民からの問い合わせ、苦情への対応ができるようになった。

**(3) 問題点とその原因**

- ・市民からの多くの問い合わせ、苦情により、一般業務に支障が出る場面があった。
- ・オンライン申請では入力不備などが多く事務量を増大させた。
- ・オンライン申請に必要なマイナンバーカードの登録に係る区窓口対応が増大した。
- ・オンライン申請では申請情報と住基情報の照合に係る事務量が膨大に発生した。
- ・コールセンターの開設時には問い合わせが集中し、電話がつながらない状態となった。
- ・郵送申請の受付直後に申請が集中し、受付から振込までに2～3週間程度必要になった。

**(4) 今後必要な対応**

- ・給付金の申請が困難な、未申請の方への対応の検討が必要である。
- ・同様の事業は、国の責任で市民・市側双方に対して利便性の高いオンライン申請システム及び全国的な給付システムの構築を行うことを要望する。
- ・支給日について、より多くの媒体を活用し、市民への広報を図る。

### Ⅲ 県との連携

#### 《概要》

「新潟県・県内30市町村共同宣言」や「東北・新潟共同メッセージ」等の地域的枠組みを持ったメッセージの発出により、県民市民による一体感を持った取り組みを呼び掛けたほか、県に対して、分かりやすく具体的な行動基準や、経済基準の必要性を伝えた。

#### (1) 今回取った対応

- ・ 県民一体となった取り組みの呼び掛け及び感染者や医療関係者への偏見をなくすことを目的として県とともに「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」を発出した。
- ・ 東北・新潟の7県2政令市が一丸となって、県をまたぐ移動の自粛及び新しい生活様式の定着を呼び掛ける「東北・新潟共同メッセージ」を発出した。
- ・ 市民の不安払拭のため、行動自粛や休業の要請に係る基準明確化の必要性を県に伝えた。
- ・ 県の方針決定に併せて速やかに市の方針を決定できるよう、本部会議開催の時期や内容について県と情報共有した。
- ・ 3月11日、4月21日に知事との面会を行い、必要な対策を要望した。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」及び「東北・新潟共同メッセージ」の発出により、県内自治体が一体となり県民市民の意識向上を図ることができた。
- ・ 県専門家会議の設置により、新潟県の実情を踏まえた警戒レベルの基準が明確化された。

#### (3) 問題点とその原因

- ・ 複数存在する地域的枠組みについて、それぞれの役割の整理が必要である。

#### (4) 今後必要な対応

- ・ 地域的枠組みの整理及び緊急時の迅速な連携に向けた平時からの関係性の構築が重要である。

### Ⅳ その他

#### ア. 関係機関との調整

#### (1) 今回取った対応

- ・ 国へ緊急要望を実施し、自治体の財政状況により感染症対策や市民生活、地域経済の維持に向けた対策に差が生じないよう、臨時交付金を含めた必要な対策の制度設計、十分な財源の確保を求めた。

#### (2) 有効であったものとその要因

- ・ 国への緊急要望について、日頃からの関係性を活用し、速やかに要望方法及び対応窓口を確認し対応することができた。

## 新潟市 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の開催について

### ○連絡調整会議

開催日	会議	備考
1月31日～2月27日	新型コロナウイルス感染症に関する連絡調整会議	指定感染症指定について 市の対応方針検討・情報共有

### ○対策本部会議

開催日	会議	備考
2月29日	第1回 (任意設置)	1例目の陽性患者発生について
3月2日	第2回 "	県内感染状況、市トレーニング室休止について
3月5日	第3回 "	5例目までの陽性患者発生、市施設の一部休止について
3月9日	第4回 "	7例目までの陽性患者、患者情報提供基準、山潟保育園の休園について
3月13日	第5回 "	13例目までの患者情報、市施設の休止期間延長について、
3月16日	第6回 "	16例目までの患者情報、情報発信の強化 (HP リニューアル) について
3月20日	第7回 "	24例目までの患者情報、山潟保育園の再開、市施設の休止延長について
3月23日	第8回 "	25例目までの患者情報、ホテル・航空機等の影響について
3月13日	第9回 "	26例目までの患者情報、屋外施設・プール等の再開について
4月3日	第10回 "	30例目までの患者情報、首都圏への往来自粛について
4月7日	<i>国内緊急事態宣言 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく市対策本部へ移行</i>	
4月8日	第1回 (法設置※)	国内緊急事態宣言を受けてのイベント中止等の対応について
4月17日	第2回 "	新潟県緊急事態宣言に伴う対応検討 42例目までの患者情報
4月28日	第3回 "	56例目までの患者情報、東北・新潟緊急共同宣言、大型連休前の感染拡大防止策について
5月1日	第4回 "	緊急事態宣言の延長に伴う対応の検討、斎藤玲子教授による市内感染状況等について
5月6日	第5回 "	県対処方針を踏まえた市の対応、59例目までの患者情報、新しい生活様式の周知について
5月16日	第6回 "	新潟県緊急事態宣言解除に伴う市施設の休止解除対応、学校園の再開、63例目までの患者情報について
5月25日	<i>国内緊急事態宣言解除 市対策本部を任意設置に移行</i>	
5月26日	第11回 (任意設置)	「新潟市経済社会再興本部」立ち上げ、第1波振り返りまとめについて

※ 法設置：新型インフルエンザ等特別措置法に基づき設置した対策本部の会議



新型コロナウイルス感染症  
第1波収束までの対応

新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1



## 就職氷河期世代を対象とした市職員の採用について

バブル崩壊後、新規学卒採用が特に厳しかった平成5年から平成16年の間に学校卒業期を迎えた「就職氷河期世代」を対象に、新潟市職員採用試験を実施します。

希望する就職ができず、現在も不本意ながら無業や非正規雇用により不安定な経済状況となっている方への支援の要請に応えるとともに、様々な人生経験を有する応募者の中から、多角的な視点と斬新な発想を有する人材の確保につなげ、これにより一層複雑・多様化する行政課題に対応するとともに、組織の活性化を目指します。

○対象 (1)~(3)の要件をすべて満たす人

(1)昭和45年4月2日~昭和61年4月1日生まれ

(2)令和2年7月13日以前1年間に正規雇用されていない

(3)7月13日以前5年間の正規雇用期間が通算1年以下

○募集要項 令和2年7月13日(月)から配付

○申込期間 令和2年7月13日(月)~7月31日(金)

○1次試験日 令和2年9月27日(日)

○試験会場 新潟市内

○採用予定人員

職種	一般事務	学校事務	土木(水道)	電気(水道)
人数	5名	2名	1名	1名

### 【お問い合わせ先】

(方針等) 新潟市総務部人事課 課長 梅田

電話：025-226-2489(直通)

(試験内容) 新潟市人事委員会事務局 次長 片桐

電話：025-226-3513(直通)

概要

(仮称)新潟駅万代広場は、広場内の安全で円滑な交通処理を図るとともに、緑あふれ、人々が憩い、集うことができる居心地が良い空間を確保するため、新潟の陸の玄関口にふさわしい駅前広場として、現在ある万代広場を拡張して新たに整備します。

令和元年度までに実施した基本設計のなかで、整備基本コンセプトを継承しながら、上屋の形状や配置、樹木の種類、タクシーと自家用車の動線など、広場計画を一部見直しを行い、最終整備計画(案)を作成したことから、市民の皆さまからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施するものです。いただいたご意見については、今後の広場整備の参考とさせていただきます。

整備イメージ



東大通方向から広場全体



ペDESTリアンデッキから東大通方向

整備基本コンセプト

人、交通、自然が気持ちよく循環する「都市の庭」

※平成13、14年度 提案競技による駅前広場の基本コンセプト

【基本設計における広場計画】



基本設計のポイント

- ・広場の役割と新潟らしさの検討
- ・広場からまちへのつながり
- ・タクシーと自家用車の動線分離

今後の予定

- 令和2年度
- ・7月1日～7月31日：パブリックコメント実施(予定)
  - ・9月頃：パブリックコメント結果報告
- 令和3年度
- ・令和3年3月末：広場詳細設計着手
  - ：広場詳細設計完了(予定)
- 令和5年度頃
- ：広場整備着手
  - ：広場供用開始(目標)

整備計画(案)の詳細は市HPで7/1~ご覧いただけます。



↑个市HP

- ◇「新潟市8区の水と緑のつながり」をテーマとして整備。
- ◇ペDESTリアンデッキからの眺めで新潟らしさを演出。
  - ・上屋(シェルター)で信濃川や阿賀野川、点在する瀧を表現。
  - ・高木や低木、落葉樹や常緑樹など、様々な樹木で美しい里山を表現。
- ◇雨や雪にぬれず、駅からまちへと歩き出す快適な歩行空間を確保。
- ◇広場内はタクシーと自家用車の専用動線をそれぞれ確保。

【お問い合わせ先】  
新潟市 都市政策部 新潟駅周辺整備事務所 所長 伊藤 敏 電話：025-245-1260

# 高架駅の ぷち紹介



## 高架駅

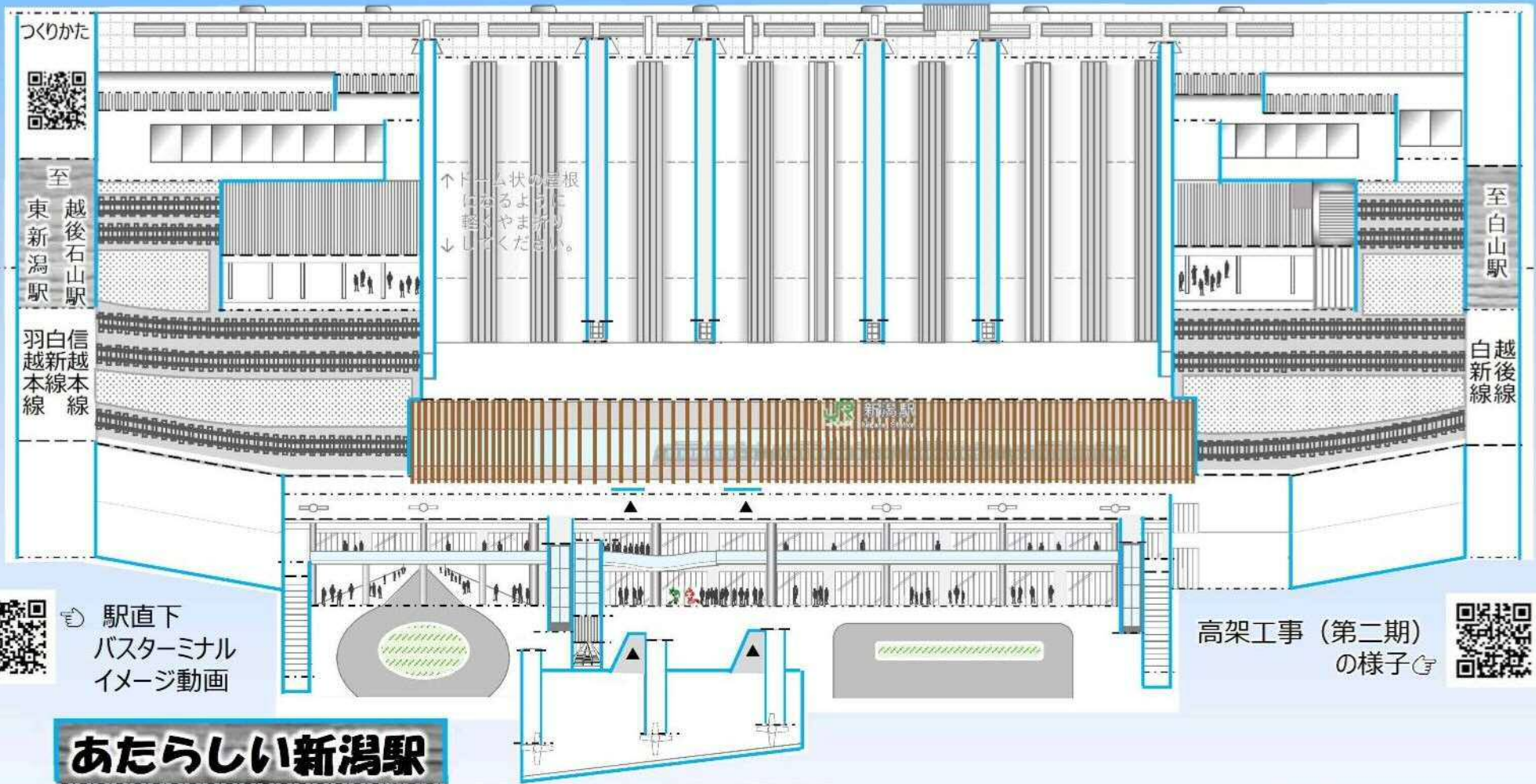


今後の検討・協議により、変更の可能性があります



## 従来

「木のあたたかみ」を表現したルーバーを通して、列車の往来を感じることができます。



駅直下  
バスターミナル  
イメージ動画



高架工事（第二期）  
の様子

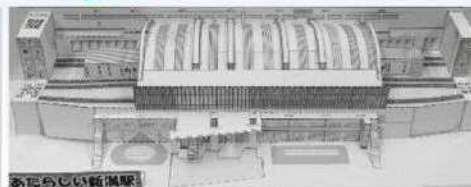


## あたらしい新潟駅

# 新潟駅（高架駅）

全線高架化バージョン  
ペーパークラフト

完成イメージ



— きりとり線 — やま折り線  
- - - - - たに折り線

※きりとり線を切る時は、手元に十分注意して下さい。  
※台紙に貼って飾るなどとして、お楽しみください。

がっつアゲていこうぜ!!  
にいがた

新潟市  
都市政策部  
新潟駅周辺整備事務所

新潟駅周辺整備


# なぜ

# 鉄道の高架化・新潟駅周辺の整備が必要なの？

日本海側の拠点にふさわしい都市機能の強化に向けて、新潟駅周辺市街地の総合的な整備を進めています

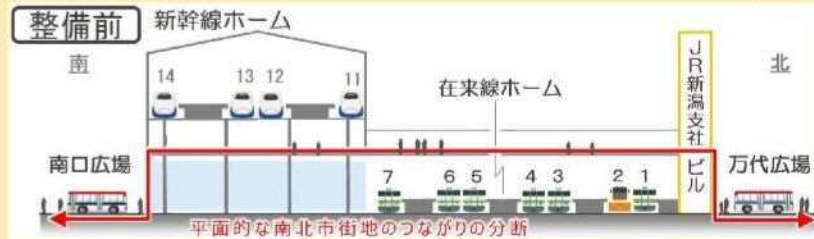
新潟駅周辺整備  検索

新潟市 都市政策部 新潟駅周辺整備事務所



○ 鉄道で分断されていた南北の市街地をつなげることで、新たな人やモノの流れを創り出し、駅周辺地域の活性化を促進するためです。

これまで 南北市街地のつながりの分断



▲階段や踏切、こ線橋で鉄道を越えて、南北を移動

▼狭い踏切に車や歩行者等が集中 ▼こ線橋へ車が集中



天神尾踏切



東こ線橋 (明石紫竹山線)

高架化

▼分散するバス乗降場 (万代口)



集約



これから 弾みがつく南北市街地の一体化



▲高架化により、鉄道を越さずとも、平面で南北を移動できる

▼踏切を撤去

複数の立体交差道路による  
▼新たな車・自転車・人の流れ



旧天神尾踏切



新潟島屋野線

高架下にバス乗降場を集約

▼南北の街をつなぐ公共交通や人の流れの創出



イメージ動画はこちら

整備イメージ (今後の検討・協議により変更の可能性があります)

～そして、駅周辺地域の活性化へ～



南口の例

万代口の例

▲街の発展、民間投資への期待

▼駅前広場整備による賑わい空間創出



整備イメージ (今後の検討・協議により変更の可能性があります)

『日本海拠点都市にいがた』  
都市機能の強化へ  
～人流・物流の効率化、成長基盤の強化～



新潟港

新潟空港



東北

新潟

首都圏

関西・北陸

北東アジア

○ 首都圏・日本海沿岸都市・北東アジアをつなぐ『日本海拠点都市にいがた』の陸の玄関口である新潟駅の周辺地域のポテンシャルを高め、より一層の活性化を促進していきます。

※より詳しい情報は、新潟駅周辺整備事務所HPや、東・西側自由通路の新潟駅周辺整備掲示板等でご案内しています。ぜひ、ご覧ください。

